

# 第7回 千葉県地方自治研究集会

2010年9月25日

## 「新しい公共」 自治体でどう取り組むか

### 基調講演

講 師

法政大学法学部教授 名和田是彦

### シンポジウム・パネルディスカッション

進 行

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター副理事長

法政大学法学部教授 宮崎 伸光

パネラー

白井市長 横山久雅子

ワーカーズコープちば専務理事 菊地 謙

千葉県地方自治研究センター研究員 網中 肇

助 言 者

法政大学法学部教授 名和田是彦

## 基調講演

名和田是彦先生

それでは、改めましてこんにちは、名和田でございます。どうぞよろしく願いいたします。1時間しかないので、用意をしている内容が全部話し切れるかどうか、非常な不安でここに立っております。

もうちょっと自己紹介をさせていただきますと、私は最初に学者として、「テニユア」といいますか終身雇用の職を得たのは、横浜市立大学というところでございます。

それまでは横浜市と何の縁もゆかりもなかったのですが、同僚の先生に勧められるままに、横浜市を対象にして、コミュニティの調査研究を少しずつ始めるようになりました。したがって、今日の私のお話のベースにあります実証研究の部分は、かなりの部分が横浜市での自分の調査活動、それには実践活動も一部含まれますが、横浜での調査活動をベースにしているということがあります。

それから先程の専攻分野のご紹介にもありましたように、コミュニティというものに、非常に興味を持っているために、そういうところからの発想とか事例の提示が今日は多いということでもあります。「新しい公共」というと、新しい公共の担い手として、例えば企業とか、かなりの大規模な団体とかそういったものも当然有り得るわけです。が、私のお話の中では、比較的住民に身近なところの、自治会、町内会とか、あるいはNPOの中でも活動範囲が比較的狭いものとか、そういったものが多くなります。その点は、少し視野が限定されているかもしれませんが、何がしかの参考になるお話ができればと思います。

今日いただきましたお題は、「新しい公共」です。その言葉のあと間にスペースがちょっとあらねばならないのですが、お手元の次第では、そこは詰っているようですが、「新しい公共」で切れまして、自治体でどう取り組



むかということでもあります。お話の全体は、お手元のレジメを見ていただきますと、大きく3つに分かれているのが、すぐ見て取れると思います。

### 「新しい公共」なる言葉の特徴と背景

1つは、「新しい公共」なる言説が、どういう特徴を持っているかということを見る。2番目にその現実といいますか、現にそういった政策理念のもとにどんなことが行なわれているかということを見る。最後に、新しい公共の希望と題しまして、新しい公共と言われるような時代趨勢とか、政策的な取り組みの中で、私たちが市民として、あるいは勤労者として、どう受け止めて前に進んでいけばいいのかということについて述べてみたいと思います。

こういう三拍子になっていて、これを全部話し切れることができるかどうか今、非常に不安なのですが、なんとか頑張りたいと思います。

新しい公共という言説は、私の個人的な感覚では、やや怪しいところがある言説だと思っております。にもかかわらず、その中に全く何の前進面といいますか、我々が市民として、あるいは勤労者として、人間として受け止めて、積極的に関わっていけるような、プラスの価値がないのかと言われると、やはりあるというふうに感じております。それは研究者として私の実感であると同時に、さる地域で、ささやかに市民活動をやっている実践

者としての感覚でもあります。

ですから、新しい公共ということに対する評価は、私の中でも両義的といいますか、決して曖昧的というわけではなくて、ここはよくない、ここは良いというようなところは、比較的はっきりしているつもりですが、先程ご挨拶にもありましたように、やはりちょっと眉に唾をつけるべき側面もあれば、しかしにもかかわらずに、積極的に受けとめるべき面もあるというふうに思っております。

それでは中身に入りたいと思いますが、私はやや根が生真面目なせいですか、あまり冗談を言わないです。したがって時として、眠くなられるかと思いますが、そのときは禁ずるわけには行きませんので、お休みになっていただいても結構かと思えます。そのとき、お目覚めになった時に、一体どこのお話をしているかということが分かりやすいように、比較的たくさん字を書いております。字を読むとますます眠くなるということもあるかもしれませんが、比較的丁寧に書いているつもりです。これも目で追っていただきながら、お話を聞いていただきたいと思えます。時として、やや難しげな言葉を、どうしても学者ですので使ってしまっていますが、書いてある文書を目で追っていただくことによって、補っていただけるのではないかと思います。

以上前置きにいたしまして、まず1の「新しい公共」なる言説の特徴と背景というところをお話をしたいと思えます。新しい公共とは実は、これは民間でももちろん使われているわけですが、各省庁ともそれなりの仕方使っております。後で例に出します総務省系は、「新しい公共空間」という言い方が好きなのです。

これに対して国土交通省は、「新たな公」という言葉が好きです。それから厚労省はこれはちょっと現場にやや混乱を招いているのですが、厚労省は地域福祉計画を推進する中

で、キーワードとして使っているのは「共助」なのです。こっちの方が80年代、あるいはそれより前からの流れからすると分かりやすい言葉ですよ。しかしこの「共助」というのは、「新しい公共」とほぼ同義であると見ていいのです。

先程ご挨拶の中でも「支え合い」という言葉がありました。これは「共助」といってもいいわけで、厚労省はいまだに共助と言っているわけですが、実はこれが、新しい公共と同義なのです。そう考えるとわかりやすいでしょう。共助というのが、イコールというのはやや乱暴ですが、少なくとも新しい公共と言われているものの中の大きな部分は、共助と言われてきた部分である、というふうに考えて間違いないと思えます。

このように、省庁でもいろいろな言い方をしてくれておりますが、なんといってもこの言葉が、人口に膾炙するとか、かなり耳目を集めたのは、政権交代をきっかけにいたしまして、鳩山前首相が、この言葉を演説の中で用いたというのが、大きなきっかけであろうかと思えます。全部を読むつもりはありませんが、その一節を引用をいたしております。

ご覧いただきますと、こう言われております。「私が目指したいのは、人と人が支え合い、役に立ち会う、「新しい公共」の概念です。「新しい公共」とは、人を支えるという役割を、「官」と言われる人たちだけが担うのではなく、教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉などに、地域で係わっておられる方々一人ひとりにも参加していただき…」ということなのです。

人を支える役割を民間の諸主体に担ってもらおう。ですから、公共サービスを行政だけではなく、官と言われる人たちだけではなく、民間の志ある人たちに担ってもらおう、という意味合いで使っていることが、ここから読み取れるのではないかと思います。この

演説は、10月26日に行なわれました所信表明演説の中のものですが、その後に行なわれました施政方針演説ですが、その中でも「新しい公共」という言葉に言及をされております。

ただ、この言葉を使用されるようになったのは、もう少し古くて1990年代だと思ふのですね。恐らくきっかけになっているのは、バブル崩壊だと思ふのです。バブル崩壊で、不況と財政危機のいわゆる右肩下がりの時代が訪れた。そうすると今まで、日本という国を政治的・社会的に統合をして行くのに、必要な公共サービスの体系というものがあつたわけですが、それが維持できないという大問題に立ち至つたわけです。

そうすると行政サービスは、これ以上大きくできないというか、むしろ縮減して行くわけですので、その足りない部分を誰が担うのかということになります。それは民間の何らかの主体に担ってもらふほかないわけです。それを指して新しい公共と言っているわけです。この辺りの事情が、よりよく分かるような政策文書を見てみます。

次の(2)ですが、これは第27次地方制度調査会、2003年11月に出されました答申の中の一節です。これはいろいろな意味で、いろいろなことが言い易い文書なので、私はよく使っているのですが、これをご覧いただきたいと思ふます。ちょっと読んでみますね。

「地域においては、コミュニティ組織、NPO等の様々な団体による活動が活発に展開をされており、地方公共団体は、これらの動きと呼応して新しい協働の仕組みを構築することが求められている。」

この「協働」という政策理念も最近是非常によく使われて、恐らくこれも90年代以降に、よく使われるようになった言葉であると思ふます。「新しい公共」と対のようになっている言葉であります。この種のキーワードとして「新しい公共」と「協働」と並んで、もう

1つ「市民社会」というのがあります。市民社会という言葉は、さすがに省庁は使わない。役所の方は使わないわけですが、民間の様々な論客たちは、市民社会という言葉を好んで用いています。この新しい公共、協働、市民社会というこの3つの言葉が、今90年代以降の政策的動向を語る、相互に関連したキーワードになっていると思ふます。

さて、資料の文章に戻りまして、次の段落ですが、「地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、地域において自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から、団体自治ばかりではなく、住民自治が重視されなければならない。基礎自治体は、その自主性を高めるため一般的に規模が大きくなることから…」なんて、これを自然現象みたいを書いて、この野郎と思われている方もいらっしゃると思ふます。まあそこは抑えていただいて、「一般的に規模が大きくなることから、後述する地域自治組織を設置することができる途を開くなど、様々な方策を検討して、住民自治の充実を図る必要がある。」

ここで「住民自治」という言葉が登場しています。この言葉は、一般には、このところやや拡張されて使われつつあるように思ふます。端的に言うと今申しました新しい公共とか、協働とか、そういったものも含む言葉として使われつつあります。それはもうそう使われているわけですから、間違いだと言うわけにはいきませんが、恐らく地方自治、あるいは地方自治法の教科書的にいうと、住民自治というのは、あくまでも自治体の意思決定が民主的である、という要請であつたはずであります。決して、その意思決定に基づいて行なわれる執行行為、サービス提供行為に住民自身も関わるというような意味は含まれていなかった。

そして総務省は、少なくとも現在に至るまで、そのような教科書的な使用法を、一応墨

守していると思います。ですから、ここに書かれていることは、基礎自治体が合併によって大きくなってしまって、民主主義的という感度が悪くなっているのだと、一人ひとりの声が自治体の政治に届きにくくなっている、それではまずいではないかというわけです。

大規模自治体ができるのはしょうがないが、大規模自治体における民主主義をなお保つために、後述する地域自治組織などを設置することによって、なんとかすべきであるという提言をしているのです。ですからここまでのところは、大規模自治体の中で民主主義をどう保つかという問題であるわけです。

ところが、私たちは次に目をやりますと、「また」という接続詞に出合うわけです。「また」という接続詞は、並列の接続詞です。ですから、この後また違うことを言おうとしているのです。民主主義を大規模自治体のもとでも守っていくべきである、ということとは違うことを言おうとしています。さてどんなことを言っているのでしょうか。

「また、地域における住民サービスを担うのは、行政のみではないということが重要な視点であり、住民や、重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべきである。」

「また」の後に書かれていることは何でしたでしょうか。住民サービスと言っていますが、これを公共サービスと置き換えて構いません。

公共サービスを今後は、行政だけでは担えないので、地域、民間における様々な主体と連携して公共サービスの質と量を、今後とも保持していくべきなのだ。そういう方向を取るべきだ。そうやって行政と民間諸主体との連携によって、公共サービスが保たれているような状態のことを新しい公共空間と言うの

です、とこういうふうに言っています。これが総務省流の新しい公共についての考え方があります。

このように見ていきますと、次のページですが、新しい公共という言説には、幾つか特徴があることが分かるかと思います。私は先程ご紹介ありましたように、決して切った張ったのフィールド・ワークばかりやっているわけではなくて、一応「公共哲学」という科目も担当しておりまして、そういう思想史的研究も細々ながらやっております。そういう者の目から見ると、最近言われている新しい公共というのは、非常に違和感があるのです。大きくいうと2つ違和感があるのです。

まず1つは、そこの1)として書いておりますが、「公共」というふうに一般的に言われているのですが、実はそこで語られていることは、ほとんどが「公共サービス」のことです。これは鳩山前首相の演説にしても、今見ました地方制度調査会の答申にしても同じでありましたが、その他のもの、民間の様々な論客の方々が書かれたものも含めて、例外が幾つかありますが、ほとんどの場合、公共、公共と一般的に言いながら実は公共サービスだけを考えている。

これは私は非常に違和感があるのです。このような意味の公共、つまり公共サービスと等置された意味での公共という言葉は、協働ということと非常に関連しているというかほぼイコールであります。ちなみに協働という言葉は、ヨーロッパなどでは使っていませんが、しいて言うなら「コー・プロダクション (co-production)」という言葉があります。

非常に正直な言い方です。共同生産 (co-production) つまり公共サービスを行政と民間で共同生産するという意味であります。そういう言葉がヨーロッパにもございます。いずれにしても、新しい公共というときの公共が、公共サービスだけをほぼ指している

という点は、非常に奇異でありまして、この言説の特徴であると思います。

もう1つ、ヨーロッパでは今言いました「共同生産」という、「協働」に当たる言葉があるが、しかし、新しい公共という言い方をついぞ聞きません。なぜかといいますと、実はこの「新しい」と言っていることの意味は、民間が担っている、市民社会が担っているから新しいと言っているのです。古い公共としてその場合考えられているのは、国家が担っている、行政が担っている状況であります。

しかし、公共というものも長い歴史、少なくとも18世紀以降のヨーロッパも含めた公共という言葉と、その社会構造の歴史を振り返りますと、実はむしろ市民社会が担っている公共の方が古いのです。市民社会の担っている公共から、一旦国家が担う公共に変わっていった。それが今になってまた、市民社会が担う公共が重要だという言説が出てきた。

ですから、そういう変化を見ると、ちょっと新しいという言い方には違和感があるということでもあります。

それから、3)として書いておりますが、これと関連してよくこういうことが語られるのを聞いたことがありませんでしょうか。これまではすべての公共サービスを、行政が担ってきたというふうに言われます。これは事実認識として私は正しくないと思っております。

例えば、地域で自治会、町内会がやっていること、あれは何でしょうか。あれは紛れもない公共サービスなのです。確かにそれは行政の委託とか、場合によっては下請けなんていう言い方をされたりします。が、行政の下請けというか、委託でやっていることじゃないかと言われようとも、実際回覧板を回したり、掲示板を張り替えたり、民有灯の球を換えたりしているのは、公務員でしょうか？違います、地域の人たちです。ですから、これは民間が担っている公共サービスなのです。

したがって、これまでも日本のどの歴史的時代をとっても、すべての公共サービスを行政が一元的に担ったことはないと思います。もしそういう国家体制があったら、それはヨーロッパ型の高福祉・高負担福祉国家であらうというふうに思います。そういう主張が行なわれるという点も、新しい公共言説の特徴の1つであると思います。

それから、4点目にこれはちょっと注目をしておきたいことですが、先程の地方制度調査会の答申の中にも実は出てきていたのですが、どんな公共サービスを誰がいつどのように行なうべきか、ということを決定する作用、公共サービスの前提となる、その決定作用です。それをいわば公共的意思決定ということができるとは思いますが、公共的意思決定という問題も一応忘れられているわけではない、ということも重要だと思います。

先程の地方制度調査会の答申でいうと「また」の前の箇所です。「住民自治」を強調して、意思決定は民主的にしましょう、自治体の公共的意思決定は、民主的にやらなければいけません、という論点も忘れられてはいない。この論点が忘れられてしまいますと、民間の方々には、仕事をさせられるだけで権限も何もないという奴隷状態になります。やっぱり公共サービスを担う以上は、それに伴う様々な権限も渡すというものでなければ、バランスが取れないと思います。

さて、このように新しい公共という言説には、幾つかの特徴があります。その背景は何でしょうかということをお考えすると、すでにこれまで示唆してまいりましたが、恐らく(1)に書きましたように、90年代以降の不況と財政危機という事態のもとで、公共サービスの量と質を確保していかなければならないということが、特に問題になったために公共サービスに限定した公共という言葉の使い方が行なわれている。

しかし、私に言わせれば、厚労省はまだ共助と言っているわけですが、世の中の趨勢は、公共という言葉でそれを語ろうとしている。せつかく公共という非常に深い概念に、人々は辿り着いているわけです。もうちょっと公共という言葉が持っている豊かな思想史的背景とといいますか、私たちの先輩たちが、その言葉に込めてきた意味をもう一度振り返って、もっとこう発展的に世の中で取り込まれるようにすべきではなかろうかと思えます。

2番目ですが、ちょっとこれは長く書いてありますので、目で追っていただくとして、ごく簡単に申したいと思えます。公共ということが1750年前後にパリやロンドンといった大都市で見ず知らずの人が、しかし見ず知らずで全然信頼感、信頼関係とかないのだが、しかし一定のエチケットとルールを守ることによって自由に交流する、そういう場が成立したというようなことを、リチャード・セネットという社会学者が言っているわけですが、そういう場です。公共というのは、見ず知らずの人、顔も見えていない関係同士が、お互い一定のルールのもとに自由に付き合う、そういう交流の場でありました。そういうものとして、民間の側の中にそういった場ができたというわけです。

それに対して、19世紀の後半から、そういった公共という言葉が付されるような物事が次第に国家に収斂をしていくという歴史があります。国家が国民生活のあらゆる場面の保障者として現れて、それによってみんなが幸せに暮らせるような基盤を作る、ということが国家の役割となり、それで全体として政治的社会的統合が安定をする、ということが実現するわけです。

特に20世紀の中盤は、そういった体制が安定した時期であると思えます。これが福祉国家体制でありまして、資本主義諸国はこういう体制を取ることによって、社会主義との体

制競争に勝つわけです。そういう国家が独占している公共というものが、19世紀の中盤ぐらいから生成し始めて、20世紀の中盤ぐらいまで花開いたという状況がある。

それに対して、それは古い公共であって、これからは新しい公共、民間が担う公共が大事だという言説が出てきているとしたら、それはものすごく大きな歴史的転換であると見なければなりません。やっぱり200年、300年単位の大きな状況の変化があって、そんな中で新しい公共という言葉が使われているということだと思えます。それぐらい大きな変化ですから、我々も心してこの言葉と向き合わなければならぬと思えます。

それから、先程の3)に対応して、私から見ると事実と即さない認識ですが、これまではすべて行政が担ってきたとかということ、ああいうことをよく自治会とかの人がよく黙って聞いているなどと思うのです。なぜにもかかわらず、じゃあそういうことをいうのかということ、私は人がいいものだから、善意に解釈します。ここに書きましたように、これだけ大きな歴史的変化の中で、これまでのようにはいかないよということ、かなりインパクトのある言葉で、問題提起する必要があるために、こういう言い方がされているのだらうなと思えます。

それから、4)で提起をいたしました、公共的意思決定を民主的なものにしていくということも大事だということにつきましては、先程、地方制度調査会答申の中でもそういったことが一応触れられていることを指摘いたしました。そういうことでもあります。

というわけで、「新しい公共」という言説が90年代から出てきて、それは「市民社会」という概念の復興とも非常に大きく関連しており、また、「協働」という政策理念が各自治体の自治基本条例にも、必ずうたわれるような隆盛を見せていることとも関連をしてい

る、ということをかいつまんで申し上げたつもりであります。

聞いているときはフンフンと思ったが、全体として今終わってみて、何かよく分からなかったなと思われる方は、この1については、比較的詳しく書いてありますので、書いていることを目で追っていただけたらと思います。そこはそのようにお任せをいたしまして、お話の方は2の方に移りたいと思います。

### 「新しい公共」の現実

ですから、背景といたしましては、新しい公共ということが唱えられるようになった背景は、やっぱり右肩下がりで何とか行政を縮小し、重点化したいということ。そういう政策的方向の現れであることは間違いありません。じゃあそのもとでどんなことが実際行なわれている、本当にその結果、行政サービスが不当に削減されて、とんでもないことになっているということだけなのか。

確かにとんでもないことになっている面は幾つかあるのです。それを私も知らないわけではありませんが、じゃあその新しい公共とか、協働とかという政策理念の下で、本当にとんでもないことばかりが行なわれているのかといいますと、必ずしもそうではないというふうに私には思われます。

その点を点検をして、後の新しい公共の希望のところにつなげてみたい、というのがこの2の趣旨であります。そこで幾つか事例を言わないといけないと思うのです。やや使い回しの材料で申し訳ないですが、これから時々ですが、物をご覧に入れながらお話をしたいと思います。じゃスクリーンをよろしいでしょうか。

お話の方を続けさせていただきます。まず1番目に先程の地方制度調査会答申の中に出てきました地域自治組織という言葉がありました。これはご存知でしょうか。実は私の専

門研究のコアの部分はこれなのです。地域自治組織の日本における諸類型と、それからもう1つ私はドイツの地域自治組織というか、都市内分権というふうにもいいますが、その比較研究は私の研究のコアなものですから、どうしてもそれが題材に出てまいります。

ごくかいつまんでその自治体内分権、都市内分権とか地域自治組織というのは、どういうものであるかといいますと、これは宮崎市の区域図ですが、これは古いので、今はもうちょっと違っていますが、こんなふうに自治体の区域を区分して、そこに役所の支所を置き、かつ住民代表組織を置くという仕組み、これが自治体内分権であります。

こういうものが、私の見方ではやはり1990年代以降、それまでのコミュニティ政策とは、全く違った形で90年代以降日本でも、様々に取り組まれるようになったというふうに見ています。詳しい説明は、このスライドをご覧くださいとしまして、こちらの話の本題の方は、別途進めさせていただきたいと思います。

第27次地方制度調査会答申では、ドイツなどで行なわれているこういった仕組みを日本でもやろうじゃないかと提言をいたしました。しかし、その構想は、ドイツでは有り得ない日本的なものでありました。こっち見たり、手元を見たり忙しいですが、お手元に図があります。こちらもご覧いただきたいと思います。

この図は、私が座長を務めました、総務省の「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」の最終報告書に出ております図であります。宮崎市も使っているこの法律上の地域自治区という仕組みを念頭において作った図です。一般的な図のつもりですが、やっぱりそこがちょっと総務省イデオロギーというか、自分の所管している制度を使っている姿を、どうしても普遍的なもののように描いてしまうのです。が、ともかくこれをご覧くださいと、この中でこの図の左の方に地域自治



区とあります。

地域自治区というのは、地理的なエリアからいうと宮崎市は人口36万人ぐらいですが、それがああいうふうにこの図では15になっていると思いますが、こういうふうに区切りまして、そこに役所の出先を置きます。宮崎市は地域事務所と呼ばれています。

それでかつそこに住民代表的な組織を置くということになっておりまして、それが地域協議会と言われる住民代表組織です。字が小さくてちょっとお分かりにくいのですが、このお手元の図の方でいきますと、地域自治区と書かれているその下の箱の中に○をして、その後地域協議会と書かれています。

これは地域の中の様々な、それこそ協働の活動を担っていらっしゃる方々が寄り集まって、地域の総意を決定する審議機関です。地域の総意を代表し、地域の総意はこれだということを表明するそういう機関であります。これは先程から出ている公共という言葉に絡めて言うと、公共的意思決定をするための機関です。

宮崎市は合併もいたしておりますが、ともかく人口30何万人といたら、ヨーロッパでは超大都市でありまして、36万人も人口がいたった1人の市長と、たった1つの議会しかないのかというのは、余りにひどいではないかというのが、普通の正常な感覚です。それで宮崎市もそれはまずかろうということで、この図でいきますと、15の区に区切りまして、そのそれぞれに住民代表機関を置くという対応をした。

これを考えていたときに、ちょうど地方自治法が改正されて、地域自治区という仕組みができましたので、その地域自治区の仕組みを使ったということでもあります。ですから、公共的意思決定を身近なものにしようということが、このようなコミュニティ政策においても一応目指されているのです。このことは

忘れられてならないと思います。

確かに不十分な点はたくさんあります。何といっても最も不十分なのは、この住民代表組織が公職選挙法によって選挙されるわけではないという点です。公職選挙法によって選挙されるような、ちゃんとしたこう決定権も堂々と与えられるような、そういった地域協議会の仕組みを作りたい、という意見もありましたが、いろいろと国会議員の反対等もありまして、今に至るまで実現しておりません。

しかし、ドイツでは選挙制なのです。それに似た仕組みを日本にも導入しよう、という声もありましたが、今のところ実現していないわけですね。しかし、ともかく選挙ではないが、地域で活動していて、それなりに地域で信用されている人たちが集って、地域全体の問題を点検し、話し合い、この地域はこうあるべきだということを表明する機関が「地域協議会」であります。

この地域にはこんな公共サービスが必要だということを地域の人たち自身が決定していく。そういった仕組みが日本でも存在している。このことを非常に大事だと思います。新しい公共と言って公共サービスばかりが話題になるのではなくて、やはり身近なところで民主的に自らのことを決めるような場がある、身近なところに民主的な公共的意思決定の場がある、ということが今後留意されるべきだと思います。

ところが、じゃあ決定されたら誰が実行するのでしょうか。地域には、こんな福祉施設があるべきだ。この地域には図書館があるべきだ。この地域であのプールが閉鎖されようとしているが、そのプールが閉鎖されるということは怪しからんことだとか、こういうふうに地域の総意を決定したとします。その結果を実行するのは誰でしょうか。同様の仕組みを持っておりますドイツでは一義的に行政です。

なぜなら、ドイツではすべての公共サービスは、行政が担っているからです。ところが、日本ではそうなったことは一度もないと申しました。そこで日本人は何と物分かりのいいことかと私は思うのですが、じゃあその地域協議会の決定したことは、誰が実行するかということを考える段になると、住民自身だと言う考えに比較的すんなり行き着くのです。

確かに実行する主体の一部は行政であろう。この道路を拡幅するとか、そういったことは行政だろう。しかし、そうじゃないものもあるだろう。住民自身が担うべき部分もあるだろうとこういうことを、わりとすんなり納得するところが、ドイツから見ると実に日本的なのです。

ところが、地域自治区というのは法律の仕組みでありますから、この地域協議会というのは、法律上審議しかできないと枠づけられているわけです。自分で体を動かして、公共サービスを実行すること、つまりそれこそ新しい公共の担い手になるということは、できません。

だったらそういう組織を別に作る必要があります。それが右側に書いてあります「地域協働体」という変な概念です。総務省が開発した概念であります。宮崎市の現実におきましては、「地域まちづくり推進委員会」と申します。つまり、この地域自治区という仕組みを使うと、住民組織が2つできてしまうのです。

1つは、法律に基づく地域協議会というものでありますが、その地域協議会の議決を実行するための、もう1つの実働部隊としての住民組織が必要である。したがって、こうやって2つできてしまう。私はこれを住民組織の二重化と呼んでおりますが、非常に特徴的な現象であります。この2つ目の実行部隊が、まさにいうところの新しい公共の担い手であるわけです。

このように地域自治区制度を採用しますと、私がいろいろ申し上げてきました公共というもののもう1つの側面がはっきりと意識されます。公共サービスだけではなくて、その公共サービスがいかにあるべきかを決定する公共的意思決定というものが、やはり「公共」の内容として重要だということが、具象的に二つの住民組織として現れてくる非常に面白い現象だと思います。

地域協議会の方が、公共的意思決定を身近な地域で担う組織であり、地域まちづくり推進委員会、総務省的に言いますと「地域協働体」が、新しい公共の担い手として、地域で住民自らが公共サービスを担うときの受け皿になる、こういう現象が出てきております。

新しい公共の現実の1つの例としまして、たくさん有る中のわずかな例ですが、この新しいコミュニティの仕組みというのを見ますと、やはり公共サービスを住民にやらせてしまえ、というふうにやろうとしても、やはりやらせてもらうだけで、それだけでいいの、ということが出てきます。じゃあ住民に決定権も与えなくてはいけないし、あるいは資金も与えなくてはいけない、ということになるのです。

この種のコミュニティ組織に、包括的な一括交付金を与える、というそのような政策的な試みが、最近多くの自治体で行われています。最近、段々エスカレートしてきて、何百万というお金を渡す例が、次第に出てきております。宮崎の場合は、ご承知のように、もう廃止の議決がされたでしょうか、例の地域コミュニティ税という税金まで取って、その税金を原資に配分をしているのです。一地区あたり大体500万円から1,000万円になります。

こういう税金を原資とする包括的な交付金の使い方を決定するのも、やはり地域のコミュニティ組織、この場合は、地域協議会で

あります。これは紛れも無い、公共的意思決定です。やはり公共サービスを住民にやらせるというふうになったら、公共的意思決定も民主的に行われる、という要請がどうしても付いてくるというのが現実であると思います。現実もなかなか捨てたものじゃあないな、と感じているところでもあります。

続きまして、今お話をした、(1)の中に、最後の方に、コミュニティへの一括交付金制度というのも書いてありますが、それは、今申し上げたことで、一応済ませることにいたしまして、お手元の資料の中の(2)に進みたいと思います。これは、絵などを見ていただきながらやると良かったのですが、前半は少し端折りたいと思います。

最近、協働事業提案制度というものが、様々に執り行なわれていることをご承知かと思えます。

住民の側が、自分たちは、公共サービスとしてこういうことをやりたいのだ。ついては、行政はこういう点で協力してくれ、という提案をして、それに対して、例えば私などもしゃあしゃあと座長などをやらせていただいている例があるのですが、審査委員会を作って、偉そうに審議をして、公開プレゼンを見て、じゃあこれがいいでしょうとか言って、行政に答申をして、それに従って、お金の配分が決まる、という仕組みです。

そういう仕組みでありまして、これも新しい公共の担い手を探すための有力な手法として、今いろいろな自治体で行われております。私も、どうもこの手法が研究対象として重要な、と思うに至りましたので、幾つかの自治体で係らせていただいております。この事業をやって、本当はどうだったか、ということですが。

これで住民をただで安く使って、ガンガン行政サービスをカットして、財政再建が進むと、そういったような効果が見込めるような

事業であろうかというのと、係わってみた結果、必ずしもそうではないのです。かいつまんで、そこに書いてあります。2つの事例について、概要をご説明をいたします。

私は、横浜市の瀬谷区で「いきいき区民活動支援事業」というものに係わっておりまして、4～5年になりましようか、ずっと係わってまいりました。審査委員会は、私を除いて、皆さんが地域の方々です。私は、隣の緑区に住んでおりますので、私だけよそ者であります。そこでいろいろな提案が出てきて、非常に興味深いので、いろいろと分析をしたいのですが、今日は2つだけ申し上げたいと思います。

1つは、審査員になっておられる地域の方々は、全然ご存じなかったのですが、障害児関係のグループから、障害児のヘアークット講習会というのをやりたいから、お金を頂きたい、という提案がありました。聞いていくうちになるほどなと思われる事業で、皆さんが最後は、もろ手を挙げて大賛成でこれが通過いたしました。

これは、どんな事業か、お分かりになりますよね。障害児は多動な子供も多いので、普通の散髪屋さんでは刈ってくれないわけで、そうすると親がカットすることになる。

素人が髪の毛をカットするとどんなに悲惨なことになるか、皆さんは、学生時代などに自分で髪の毛を切って、ご経験があるのではないかと思います。

障害児だってきれいな格好をして外に出たい、これは真っ当な人間的欲求ですよ、それを実現しようとする事なのです。親のヘアークットの技量を上げて、きれいな格好をして外に出たい、という当然の要求を実現しよう、そういう企画であります。これは福祉の世界で言いますノーマライゼーションの理念に全く合致した素晴らしい事業だということが共感されまして、地域の皆さんがもろ手

を上げて、賛成をされて通過いたしました。

この事業の審査を通じて、この団体のことを、地域の人たち、言わば民主的多数派ですね、多数派である地域の約の方々のご存じなかったということ。しかしこれを通じて、知るに至って、支援をしようとする気になった。世の中で少数意見の尊重が必要だと言われながら、なかなか目が向きませんよね。そもそもそういう課題があるということ、なかなか多数派は気がつかない。

そういうところに協働事業提案制度は、チャンスを与えた、という効果があるかと思えます。確かにチャンスの情報が届かずに、まだ隠れているものもあるでしょうが、ともかくこういう経路が切り開かれて、チャンスをものにした団体が出てきたということになります。

もう1つ、これも似たことと言えば似たことなのですが、先日あった印象深いことだったので、簡単にお話をしたいと思います。

NPO法人の『ワンデーポート』さんというのをご存知でしょうか、私は、恥ずかしながら知りませんでした。この団体は、ギャンブル癖が治らない人を更生させる、という取り組みを行っています。ギャンブルホリックというのは、昔からある現象で、様々な武勇伝とか、小説のネタにもなっていますが、それが1つの社会的に対処すべき課題である、という意識がなかなか無かったと思うのです。

そういうところに、先進的開拓的に取り組んで、実はこの問題は、社会的に省みられるべきニーズなのだということ、身を以って示されている活動をしています。

この団体は、全国的に活動されているのですが、瀬谷区というのは、土地が安いということで、たまたまそこに事務所を構えた、ということなのです。この事務所がある周辺の、瀬谷区住民にはかなり根付いていたようがあります。

ところが、私も含めて、瀬谷区のお歴々の方々はこのことをご存じなかったのです。そこで、根掘り葉掘り失礼なことを聞いてしまいました。これは冗談に類することなのですが、この団体が出されてきたのは、落語会と講演会なのです。講演があって、その後に落語がある、何でこんなふざけたイベントをやるのかなと、最初は思ったのです。

しかも、講演料という予算の費目がありまして、その講演料が、私が普段受け取っている平均額と比べると、やや高かったものだから、それもありましてやや失礼なことを聞いてしまいました。しかし、聞いてよかったのです。聞いていくうちに、例えばなぜ彼らは、落語をやろうと思ったのかということ、こういうのです。ギャンブルホリックというのは、実は知的障害と非常に関係があるのだというわけです。だけどそれは、周囲の援助があれば立ち直っていくし、普通に暮らせるのです。例えば、御覧なさい、落語に出てくる、与太郎さんというのは、別に普通に生きているでしょ、しかも妻帯し家族まで持っているじゃあないですか。ああいうことはなぜ可能だったか、ということ、落語の語りの中から自然な形で、皆さんと共有したい、というのです。それなら、最初からそういうふう提案書に書けばいいと思うのですが、NPOでも文書づくりがまだ上手でない団体もあります。それがヒアリングでカバーされて、真意が伝わり、チャンスを獲得されたのです。そのような立派な提案でございました。

この提案が、この協働事業提案制度に乗っかってくることによって、瀬谷区のお歴々の方も、自分の区にこんな素晴らしい活動があったのか、ということを知るに至る。やはり隠された少数者のニーズを果敢に代弁をして、先進的に取り組んでいる人が、こういった制度的な経路を通じて、チャンスが与えられる、という一例であったと思います。

このように、協働事業提案制度、新しい公共の担い手を探す政策的な取り組みは、必ずしも安上がり行政の担い手を探すという意味に留まらない、貴重な意味を持っているな、というのが私の係わった実感であります。

次に書いてあります。「ヨコハマ市民まち普請事業」というものを、ごく簡単にご紹介をしたいと思えます。この事業は、名前を見ただけでピンとくると思いますが、横浜でも、50年前ぐらいまで道普請が行われておりました。あの横浜です。しかも結構都心部でも、行なわれておりました。それをある意味で復興しようという話なのです。

これも協働事業提案制度の一種と見ることが出来ます。その審査委員に先生がなってくれ、と言われたときに私は、びっくりしまして、横浜市行政の行政サービス水準というのは、そこまで劣化したのか、と思ったのですよ。だったらどこまで劣化したのか、この目で見てやろうと思ひまして、審査委員をお引き受けいたしました。

さてその結果どうであったか。本当に横浜市行政の劣化を示すものであったでしょうか？

ご紹介するのはこの事業の優良事例とされている一例なのです。これは、横浜市の市有地で、草ぼうぼうの斜面地ではありますが、ここを花一杯の花壇にしたいという住民側の提案を受けて、一次審査、二次審査と進みまして、1年掛けて審査をいたしまして、それではじめてゴーサインが出る、こんなペースの長丁場の事業です。我々審査員も非常に辛い思いをいたします。

これが、めでたく審査を通過し、補助金も降りて着工し、こんなに素敵な空間になりました。先程の草ぼうぼうの花壇は、向こうの方で、前後の比較がややアンフェアな気がしますが、雰囲気はお分かりになると思ひます。この階段もあのようにして、基本的なところ

は業者がやりますが、デザイン的なところは、「まち普請」ですから、住民が汗水をたらしでやります。

階段にタイルが埋め込んであるのがお分かりでしょうか、あれは納豆タイルと地元の人と呼んでいて、納豆の容器を型にして、流し込んで作るわけです。ですから、これをやっていたときは、近所のスーパーで納豆がなくなったというような、エピソードがあります。こんな空間がここにできました。

このスライドは、我々審査委員が、視察に行っているところです。ここから富士山が見えるという展望台を作りまして、ここには、中学生たちが歌を書いています。中学生というと、今、地域では、警戒の目をもって見られていると思うのですが、その中学生が、このような知的な良いところを見せているわけです。地域の人たちに見守られながら、こういった作業をした、非常によかったなと思ひます。

このスライドは、目で追ってご覧ください、普段の講演でゆっくりとお話をするときは、こんなような特徴がありました、ということをよく話しております。

結論を急ぎますと、ヨコハマ市民まち普請事業は、市民に汗を流させて、その分子算を削るという効果は、全くありません。これは、一件当たり500万円で、5件採択いたしますので、2,500万円です。この予算は、この数年間、全く変わっていないのです。

横浜市は、今はメチャクチャ乱暴に各事業費をカットしていますが、都市整備局の予算の中で、ここだけは聖域なのです。他はもっとカットしているわけです。少なくとも、この事業について言えば、予算削減には、何ら貢献をしていないのです。むしろこの事業の、政策的な効果としましては、やはり、市民社会といえますか、民間の諸主体に刺激を与えて、元気にしたということが言えると、私は

感じました。

我々審査委員も、ふんぞり返って投票しているだけではなくて、時として視察に行ったり、いろいろなことをさせられて、1年間を過ごしますが、その中で見ておりますと、こういう中で、地域の力をアップした、という効果を確実に手応えとして感じられました。

というふうに見てまいりますと、協働事業提案制度についても、新しい公共の担い手を探すということは、市民社会を元気にして、本来の福祉のノーマライゼーションの理念ですとか、そういった大事な理念を市民で共有する、1つのきっかけになっている。その側面だけではないのですが、全てバラ色ではないのですが、少なくとも、そういう前進面がある、ということ強く感じざるを得ません。

### 「新しい公共」の展望

そこで、このようなことを申し上げたうえで、「新しい公共」の希望ということ最後に、少し述べまして、次第に結んでまいりたいと思います。新しい公共の、希望を語るときに、私は公共ということについて、この講演の中で、公共サービスと同時に、公共的意思決定という意味の「公共」がある。ということ強調してまいりました。公共的意思決定を民主的にする、身近なものにする、ということが必要である、ということ申しました。

しかし、私は、「公共」にもう1つ意味があると思っています。公共のもっと根源的な意味です。それは「公共の場」という意味です。先程、18世紀のロンドン・パリに成立した、公共の場の話をいたしました。

どんな人でも、顔が見えていなくても、知らない人であっても、人として尊重をする、これは人権思想、そのものですよね。人として尊重をされて、自由に交流し合う、そういう場が公共の場というものです。飲み屋などはそうですね。あるいは公園なども本来は

そういうものはずです。

そういう公共の場を、再建しようとする試みが、行政は全然気付いていない、あるいは後追いをしているのですが、むしろ民間の方が先行をして、かなり行われているのではないかと、という現象に、私は非常に関心を持っております。

それは他でもありません。コミュニティカフェとか、サロンとか、交流拠点づくりとか、居場所づくりとかと言われている活動です。これは、誰でも来ていい、見知った人が閉鎖的空間を作るのではなくて、誰でも来ていい空間として、始められているのです。そういう公共の場ですね。

公共の場を再建して何をしようというのでしょうか？

よく自治会、町内会にしても、市民活動にしても、担い手不足だとか、担い手の高齢化だということが嘆かれます。そして、顔の見える関係が重要なのだとおっしゃいます。顔の見える関係を「つくる」ためには、「まだ顔の見えていない」人と、どこかで出会わなくてはなりませんよね。

どこで出会うのでしょうか？ やはりこういう場を再建をして、そういう人と出会わなければならないというふうに思います。恐らくそういうことを本能的に察知して、今、日本全国でびっくりするぐらい大変多くの、この種の交流拠点づくりが進められています。

例えば、コミュニティカフェなどは、商店街の空き店舗活用の補助金を取って、2年間は良かったけれど、補助金が切れたら倒れちゃった、という話をよく聞きますよね。よく聞くにもかかわらず、この手の試みは、どんどん増えているのです。倒れるものがあったとしても、性懲りも無くどんどん新たにこんなものを作る。一体、今時の日本人は、何でこんなことに関心があるのか、と不思議なくらいですよね。

でも私は、その不思議な現象の背景にあるのは、公共の3つ目の意味、根源的な意味である「公共の場」を再建して、顔の見えない人ともフランクに付き合えるような、接点が必要だということを、多くの人々が本能的に察知しているからだろう、というふうに思っています。

例えば、私はまだ行ったことがなくて、関係者の方の話を聞いただけなのですが、新潟市に「うちの実家」という交流拠点があるのです。ここは、会費制だというので、一見すると閉じられた場のように見えますが、よく資料を見てみると、来場した人のことを詮索すべきではない、という掟を持っていらっしゃるのです。

これが公共思想ですよ。どんな人でも属性を問うことなく尊重する、こういう精神です。その中で次第に付き合いながら仲間になっていく、担い手になっていってもらおう。こういう場が今の日本には欠けていると思うのです。むしろ公共の場であるはずのものが、公共ではなくなっている。公園などを御覧なさい。公共の場のはずですよ。誰でも来て、自由に楽しめるはずですよ。にもかかわらず、「公園デビュー」などという言葉がある。公園というのは、なかなか一見さんは入りづらい空間になっている。今見ず知らずの人同士が入り合って利用する場というものが、日本の中で失われつつあります。それを再建しようという試みが、この手の試みの根底にあるというふうに思います。

ここでは時間がありませんので、用意したスライドの中で、私が関わっている『港南台タウンカフェ』を中心にさせていただきます。いろいろな例がありますが、さてどうですか。これが港南台タウンカフェです。今までチラチラとお見せした写真と比べると、全く良いでしょう、などと押し売りしたりして。

実は港南台タウンカフェにもいろいろと弱

点はあるのですが、とにかくこの、木を基調としている空間に、実にいろいろな人が訪れます。いろいろな人が、ボランティアとして関わってくれます。

そうして、いろいろな井戸端会議が行われて、その中で、多くの井戸端会議は泡のように消えていきます。しかしその内の幾つかは、それは良いねということで、今まで見ず知らずだった人同士で会話が生まれて、組織が生まれて、大きなイベントに発展したりしています。これこそ公共の場です。

この写真で並んでいる棚は、補助金が今はほとんどありませんので、いわゆるコミュニティビジネスとして運営されているもので、お金を生み出すためのものです。今日はこれは主題ではないのでお話しできません。

扉は、いつでも、こうやって空いておまして、誰でも気軽に入れます。そしてこの棚を見ていけば、棚に並んでいるものは売り物ですから、見ていて当然ですから、間が持てる、不自然でない、だからみんな気軽に入れるのです。かつ、有給のボランティアもいますが、このような素晴らしいスタッフたちが、ちょっとした声掛けをすることによって、多くの人に関わってくれるようになります。よく若い人が何もやってくれないという声が聞かれますが、ここにはたくさんの若いボランティアが参加してきます。

大学生もいますが、高校生も中学生も来ます。

このスライドでは、貸し切りではないのですが、市民活動のイベントをやっています。こうやって、接点ができて、仲良しになって、こういうことをやろうよとなれば、こういったイベントにも使えるというわけでありました。

このスライドは市民活動のミーティングというか、私のやっている団体「まちづくりフォーラム港南」のミーティングであります。

こんな中で、一番組織的に発展した取組みが、これです。井戸端会議の小さなやり取り

から端を発して、それが大きく開いた公共の場、そのものです。「キャンドゥナイトIn港南台」という大きなイベントであります。今年も9月4日に行われました。

こういう大きなことをやったら、結構面倒くさいのです。実を言うと最初からこんな大変なことをやるための組織はできておりませんでした。井戸端会議生まれですから。で、昨年から、名和田さん、実行委員長をやって下さいと言われて、なぜですかと聞いたら、きちんとした組織を作らないともたないからやってくれ、と言われて今やっております。

私は、ここでギターを弾くのが唯一の楽しみで係わっているのですが、ここは、あきれぐらい人が来るのです。今年は600人ぐらい来ました。こういった大きなイベントに、発展をしていく。こういった不特定多数の人が、その属性を問われることなく、尊重されながら、交流、交歓できる、そしてそういう大きなイベントを支えることのできる組織体制もようやく展開してきています。見ず知らずの人同士の井戸端会議から発して、これこそ顔の見える関係「づくり」でしょう。

このような公共の場を再建するということ、一見するとつまらないことのように見えるかもしれませんが、実は公共というものを、現代において再建するのに、最も重要なことではないかと思えます。

こういった文明が発展するような取り組みを、新しい公共というフレーズのもとで、追求をしていくことが、私たち市民が考えるべきことなのではないかと思えます。最後にノーマライゼーションということを書いておりますが、これは途中で触れましたので、特にここで述べることはいたしません。

こんな中で、どんな属性を持っている人でも、尊重されるという文明というか、文化が共有されて文明が進歩する、というきっかけになれば、新しい公共という、やや出所がい

かがわしい概念も、なかなか良いものになっていくのではないかと感じているところであります。少し時間がオーバーいたしました。これで私の話を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

## パネルディスカッションの開始に当たって



### (司会)

この千葉県地方自治研究集会、実はこの後11月には、自治労が財団法人地方自治総合研究所との共催で、全国自治研全国地方自治研究集会を行うわけですが、千葉県としてはパネルディスカッション、今日の集会を受け止めながら、全国自治研にも参加していきたいと思えます。なお、宣伝でございますが、11月の5・6・7だそうです。是非参加をしていきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

それではパネルディスカッションですが、コーディネーターとして宮崎伸光法政大学教授、助言者として引き続き、名和田教授にお願いをいたします。また、パネラーとして、大変お忙しい中、国体開催の中、ご参加いただきました白井市長の横山久雅子様、ワーカーズコープちば専務理事菊地謙様、そして千葉県地方自治研究センター研究員の網中肇様で執り行っていきます。進行については、コーディネーターの宮崎伸光法政大学教授に、よろしくお願ひをいたします。



(宮崎先生)

ここから後半の部分ですね。シンポジウムに移りたいと思います。ただいまご紹介をいただきました、千葉県地方自治研究センターの副理事長をいたしております宮崎でございます。法政大学の法学部に属しております。よろしく願いいたします。



本日のシンポジウム、パネルディスカッションですが、今もございましたが、また改めて私の方から、パネラーの皆さんをご紹介しますと同時に、1つ皆様にお許しをいただきたいことがございますので、それをまず申し上げます。

本日は先程もご紹介ありました、この後も改めてご紹介いたしますが、市長さんをはじめ、大学の教員、実践の活動をされている方、いろいろな立場の方が、パネリストとして登壇されております。皆さんを私は、ここでは「さん付け」で呼びたいと思いますので、そのことをご了解いただきたいと思います。

それでは、改めてご紹介をいたします。私のお隣は、私の同僚でもありますので、なかなか紹介し辛いのですが、先程基調講演をしていただきました名和田さんです。それから、ちょっと離れておりますが、白井市長の横山さんです。

更にその向こう側に、ワーカーズコープちばの専務理事をされております菊地さんです。私も千葉県地方自治研究センターの研究員をしております網中でございます。ここから先は、網中さんと呼ばさせていただきます。これから、パネルディスカッションを開始していきたいと思います。

冒頭少しだけ、先程の基調講演を受けたお

話をしているかと思います。本日のテーマは「新しい公共」ということです。冒頭のご挨拶の中にもありましたし、名和田さんの基調講演の中にも触れられておりましたが、この新しい公共という言葉が、注目されるようになりましたのは、前の内閣総理大臣鳩山さんが、鳩山首相になられた時の演説、その中に新しい公共という言葉が出てまいりました。

そして鳩山政権は、政治主導をうたっておりましたので、政治主導を積極的に、推進していく総理大臣の口から、新しい公共という言葉が出てきたので、霞が関の官僚も慌てて、いろいろと新しい公共とは何だという話になったのではないかと思います。

しかしながら、実はこの新しい公共という言葉は、もっと前から使われていた言葉でありました。名和田さんの基調講演の中にもございました。そのことは指摘されておりましたが、民主党政権になる前から、この新しい公共という言葉は、実は使われておりました。名和田さんもおっしゃっていましたが、どこかちょっと如何わしいような、胡散臭いような、そういう響があったことも、また事実だろうと思います。

私自身、自民党政権のもとでも、新しい公共という言葉が使われておりましたが、そこでよく説明される中で、そもそも日本ではと言われて、あるいは我が国ではというふうについて、地域社会における支え合いとか助け合いというものは、昔からあったのだということが、しばしば主張されておりました。そもそも日本ではと、他の国にはあたかもなかったかのように、昔の日本ではという復古主義といいますか、懐古主義といいますか、そこに若干きな臭いものを、私は感じておりました。

更にそれを言い出した方々が、いわゆる一方において、新自由主義と言われるプライベート化、何でも民間化・民営化、そ

して短期の利益を追求すると。そのことが善なのだ、素晴らしいのだという主張をされている方が、そういう言い方をされますと、プライベートとパブリックという公共というのは、全く正反対のものではないかということから見ても、私はどうもすんなりと理解し辛いところがありました。

しかし、これは政権が替わりまして、民主党政権になっても、先程申し上げましたように、新しい公共という言葉が、大きな意味を持って使われるようになってまいりました。鳩山政権を継いだ現在の菅政権におきましても、首相は、これからは官頼みではいけないということで、官から民へ、あるいは官と民の協働ということをおっしゃられているわけですね。

政権が替わって、政治の基本的な理念が変わった時に、同じ言葉が継続して使われている、その中身については、果たして同じであろうはずもなかろうと思うのですが、しかし、この新しい公共という言葉は、様々な解釈が、可能な言葉であります。だからこそ、ある種の流行語のように、これからも用いられていくのではなかろうかと思っております。

実はこのシンポジウムのパネルディスカッションのテーマ、今回のこの集会のテーマを、新しい公共とすること、決まる過程におきましても、いろいろな議論があったわけですが、思い切ってこのテーマをもって話を進めていって、これから先の公共概念の、先程名和田さんのお話にもありましたが、豊かさを味わいつつ、次の一步のために、皆さんにここに参加してよかったなと思う気持ちをもって、お持ち帰りいただきたいというのが、今回の私の希望でございます。

実はこの新しい公共という言葉は、様々な理解されておりますが、政府系の様々な広報等を見ても、多くの場合に実践例が紹介されて、説明されることが多いですね。これは

今まで時に触れている、例えばNPMというニューパブリックマネジメント(新公共経営)ですね。これが流行語のように使われてみたり、あるいはアカウントビリティ(責務・責任)なんて言葉が流行語のように使われてみたりした時と、ちょっと様子が違うような気がいたします。

全国各地の実践例、今日の名和田さんのお話しでも、例が出てまいりましたが、それが引き合いに出されて、説明されることが多い。ということは逆に言うと、その実践例の中から、共通するところを抜き出して、あるいは消化させて、理論的に整理してということが、まだまだ追いついていないことの表れかもしれません。

本日もここでは、それぞれの実践活動の例からのお話をさせていただいて、皆さんに聞いていただいて、一緒に考えていきたいと思っております。それではまず、白井市長であります横山さん、よろしくお願いいたします。

## 白井市の施策展開の事例

(横山市長)

皆さんこんにちは。白井市からまいりました横山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は2008年の12月に、市長になりました。まだ2年弱しか、市長の椅子には座っていないわけですが、千葉県では、初めての女性の市長であると言われております。

今日は議員さんも来ていらっしゃるのですが、議会との関係というのが、難しい状況でございまして、過去の市長さんの時代にはなかったような、議案の否決というのが、ぞろ



ぞろとあります。そういうことも含めて、やっぱり女はだめだという陰の噂なのでしょうが、あるというふうに、伝えを聞いているところです。

私自身は選挙の時に、マニフェスト選挙を行いました。結構時間をかけて、後援会を中心に素案を作って、それをいろいろな方に係わっていただきながら、市内のいろいろな団体との意見交換をしながら、最終的なマニフェストに仕上げた、そのようなことでマニフェスト選挙を行いました。

69項目の有権者との約束をいたしまして、今はそれを各課の課長等によって、市の施策として改めて企画をしてもらい、実施計画に位置付けているような段階でございます。その幾つかについては、すでに実践がされたということになっております。今後最も大変なのは、その公約の中にある、自治基本条例の制定ではないかと考えているところです。

これは今までの市政の構図を変えていくようなことですので、非常に大きな抵抗が行政の内部、議会の内部、あるいは市民の内部にもあると思っております。しかし、国が取り組み始めた地域主権改革、この流れが確実なものになってきますと、自治体の大小に拘わらず、白井市とか船橋市とか、千葉市とかいう基礎自治体の権限が広がってまいりますので、行政だけで市政を執り仕切ることなど、到底できなくなるだろうと。

ここは市民の方々の出番であると、自分たちの地域のことは、自分たちで考えて決めていく仕組みが必要になると、私は考えております。そういう時には、市民も議会も行政も、共に協力関係を築いて、共に責務を果たす地域づくりが求められてくるだろうと考えているところです。

そうなればどこの基礎自治体も、競ってこの自治基本条例の制定作業に、入るのではないかと考えています。現在白井市では、条

例制定を目指しまして、庁内組織の整理、職員や市民の意識改革のための準備段階に入っているところです。

そして私は市長になる前に、企業のCSR活動のコンサルタント会社に勤めておりました。CSR、企業の社会的責任についてのアドバイスとか、CSR報告書作成に係わっておりました。今回新しい公共ということについて、少し紐解いてみた時に、イギリスでのSRIファンド（Socially Responsible Investment 社会的責任投資）というのですか、そのファンドとか、経団連の1%寄付についての記述がありまして、昔の仕事を思い出していたところでございます。

さて、白井市における新しい公共に関する取り組みの状況を、ご紹介したいと思います。まず最初は、地域活性化推進事業でございまして、小学校区単位の自治会長等の、意見交換会を行っております。これはもう既に平成18年から、地域の問題解決など、例えば防犯対策、子供の交通安全対策などの意見交換会を始めまして、21年度におきましては、市内の9つの小学校区で、年3回程度開催をしております。目指す目標としては、市民主体の市民自治社会の確立ということでございます。

次に市民団体活動支援補助金の制度を作っております。これは先程から出ておりましたが、市民との協働によるまちづくりを推進するために、市民団体の公益活動を支援する制度、これも平成18年からスタートいたしまして、現在は5つの団体に、活動費の半額50万円を上限に、補助金を出しております。

5つの団体というのは、『アニマルフレンド』という動物愛護団体、ここは地域猫とよく言われておりますが、捨てられた猫を保護して不妊手術をして、その一方で野良猫の急増を抑制するような、活動をしている団体でございます。そういう団体に支援をしています。

それから、NPO法人の『しろい環境塾』、かなり広範な活動をしている環境団体ですが、市民と農家との協働による里山の手入れ、特に竹林の整備とか、炭を焼くとか、いろいろ活動をしています。農家の支援ということで、耕作放棄地の生産農地への復元活動なども、やっている団体です。

認定NPO法人『日本ブルキナファソ協会』、ブルキナファソというアフリカの南西部の小さな国ですが、そこでの国際協力をしている団体でありまして、市内の小学校の児童と一緒に、ブルキナファソは非常に乾燥地でございますが、そこでも育てられるようなネリカ米というのを育てて、現地のおかずと一緒に食べる交流事業を、小学校でしております。毎年ブルキナファソの大使が、その小学校にやってきて、いろいろな交流事業をやっている、そんな団体でございます。

それら5つの団体に対して、補助金を出しています。来年度からは、これらの従来の補助金に加えまして、補助率80%、年間5万円を上限として、活動立ち上げ型の補助制度というのを、始めるつもりでございます。これは、公益的活動を担う新規市民団体の育成等、活動のスキルアップを目指していくというものでございます。

市民活動推進センターという、活動団体の拠点の設置をしております。ここでは、活動支援のための情報、交流の場として開設をしております。現在51団体が登録をいたしまして、情報誌の発行、交流会、市民活動祭りの開催などを行っております。22年度からは、登録団体そのものによって、管理運営を組織をしてもらいまして、市からは委託を行っております。今後は、新たな活動団体の育成講座、相談事業ネットワーク構築を目指していきます。

白井市では、平成16年にまちづくり条例と、市民参加条例を施行をしております。ハード

面のまちづくりについて、市民の意見を入れられるような条例でございます。それから、市民参加条例は、市政における決定過程への市民参加の仕組み、手続き条例でございますが、仕組みを作っております。そして市民参加推進課を設置して、総合計画の中にも、参加と協働を位置付けています。今後は、参加・協働に関する基本的な事項を、推進するための指針を定めて、計画を作っていくつもりでございます。

私自身も市長になる前、市民活動あるいは市民運動なども、いろいろなことをやっておりました。私自身は市民の持つ高い能力とか、目的意識とかを共感することができるかなと、自分自身をそういうふうに捉えております。これからは、その市民の方々の能力とか意識を活かして、福祉、環境、まちづくりなど、様々な公的セクターが担ってきた分野での活動に、期待をしているところでございます。

先程先生の講演の中にもありましたが、それこそこれからは市民のニーズ (needs) というのと、ウォンツ (wants) という、そういう言葉をこの間聞いたばかりですが、ニーズとウォンツ、要望というのは、ちょっと違うのだということございまして、寧ろウォンツというところに、NPOとか、コミュニティビジネスというものの台頭が、期待をされるのではないかと。

多くの人々が係わる中で、地域のため、人のための協働に向かって、お互いを信頼をしながら、活動しやすい仕組みを作っていくことが、行政に課せられた責務ではないかと考えているところです。私の方は、以上でございます。

## ワーカーズコープちばの取り組みの事例

(宮崎先生)

どうもありがとうございました。実は皆さ

んご存知のとおり、今日はたまたま、国体の開会式の日にあたってしまいまして、県内の各自治体の首長さんにも、是非この集会にご参加くださいとお願いしましたところ、なかなか皆さんはいいお返事をくださらなかったのですが、そういった中であって横山さんは、こちらの方に是非とも行きたいということで、駆け付けて来てくださったわけでございます。

それでは次に、ワーカーズコープちばで、実践的な活動をされております菊地さん、よろしくお願いたします。

### (菊地専務理事)

皆さんこんにちは。ワーカーズコープちばの菊地と申します。ワーカーズコープといいましても、今日お集まりの皆さんほとんどの方が、ご存知ないのではないかとということもありません。事務局から頼まれてはいないのですが、資料を少し多めに持ってきて、皆さんの方に配らせていただきました。ワーカーズコープの事業と運動という、レジュメを全部言ったら、とてもじゃないが終わらないので、見ていただければと思っております。

それからごめんなさい、私は根がいいかげんなものですから、きくちのちという字が実は地面なのですが、ご案内いただいている時から、池って書いてあるなと思いながら放置をしておりましたら、全部池になってしまいました。申し訳ございません。菊に地面の方と覚えていただければと思います。

私どものワーカーズコープちばというのは、実は白井市のお隣にあります、船橋市の北の方、高根台という地域にあります。今日はそこから来ました。1987年に設立されました。



今から23年くらい前で、ご存知のとおり船橋市とか千葉市もそうですが、古い公団の団地、今URと言っていますが、団地がたくさんありまして、その中で高根台団地という、非常に大規模の古い団地があります。

約50年前に、入居が開始されたということで、今も盛んに建て替え計画をしていて、半分くらいのところが建て替えに入っているところなんです。高根台団地というところのお膝元で、ずっとやってきているわけですが、そこに住んでいる人たち、特に団地の自治会の活動をやってきた方の中から、今の千葉の大きな生協につながる市民生協が、そこから1つスタートしているのです

それを作ってきた人たちなどが集まって、地域で働く場を作っていく協同組合を作ろうということで、設立されたのがスタートです。地元の病院の掃除ですとか、生協の物流センターの倉庫の中の作業というのを、委託で出していただいて、自分たちでその仕事をやっていこうということで、やってきています。

ここに年表的なものを載せましたが、自分たちでお弁当屋さんをつくって、配食をやったりとか、2002年にはそれ以前から、ホームヘルパーの養成講座を地域で開いて、それを修了した主に女性の方たちと一緒にヘルパーステーション、訪問介護事業所といいますが、介護保険の事業所を設立して、地域福祉の仕事をやろうということで、細々ではありますが、地域の中で、自分たちの働く場所を作りながら、まちづくりに貢献していこうということで、やってきている団体です。

ワーカーズコープということでやっておりますが、これは日本語でいうと、「労働者協同組合」ということになります。その説明は後でしますが、現在私どものところで、事業高としては年間2億2千万円くらい、出資金が約3,000万円弱くらい、100人くらいの方が

働くという事業所になっています。

ワーカーズコープについて、ほとんどの方はご存知ないということが前提で、簡単にご説明をすると、先程の名和田先生のご講演の中でいうと、まさに古い公共というのですか、昔からヨーロッパなどでは、非常に発展している協同組合という団体組織があるわけですよ。日本の中でも、生協とか農協といった協同組合の組織は、たくさんあるのですが、それぞれ特に戦後法律が整備されていく中で、生協は消費者の協同組合、農協は農家の人たちの協同組合というような、ジャンル分けがされていくわけですね。

そのときに、戦前は1つの協同組合の法律で、そういうものが全部網羅されていたのが、戦後GHQが法律を整理していく中で、働く人の協同組合というものが、結局作られないままにきてしまったということで、現在に至るまで、法律や制度がないまま、自主的な活動という形でワーカーズコープとか、ワーカーズコレクティブという名前で、地域で自分たちで仕事を起こすという団体が、発展してきております。

日本の中では、大体1980年代の後半くらいから、こういうものを作っていこうという運動が、幾つか起こってきております。私たちが所属している、日本労働者協同組合連合会というところは、もともとは失業者の組合からスタートしているような団体です。ワーカーズコレクティブという名前でやっていらっしゃるところは、生協の運動の中で、女性の方たちが、自分たちで働く場を作ろうとって、始まったところなどがあります。

全国でいうと、今それぞれ労働者協同組合といっているところは250億くらい、ワーカーズコレクティブといっているところは148億くらいの事業をあげて、たくさんの方が働いているのですが、実際には、まだ法律や制度がなくて、そこを何とかしなきゃいけないと

いうことで、千葉県内でもいろいろな活動をさせていただいています。

この水色のパンフレットは、つい最近作ったのですが、各地方議会での法制化を求める意見書を、採択するお願いとかで、今日お見えの中でも、お世話になった議員さんとかもいらっしゃるのですが、議員さんにもお願いして採択しております。千葉県全部は行っていないのですが、ちょっと虫食いになっておりますが、かなりの自治体でこういうものが必要だから、早く法律を作ってくださいということを、やっていたいております。

今日のテーマとしての新しい公共ということですが、私たちは自分たちでお金を出し合い、自分たちで事業を立ち上げ、実際に働いて、経営にも責任を負おうということで、その意味ではある種自立した組織を目指して、逆にいうと、行政からの支援とかがなくても、自分たちでやっていけるようにしようということで、ずっとやってきております。

実は私たちワーカーズコープちばというところは、ほとんど自治体からの委託事業や、助成金というものはもらわずに、やっていけるといところです。ただ、考えてみると、2000年から始まった介護保険制度などというものは、全く介護の社会化ということを目指して、スタートしたわけですが、実際の担い手としては、株式会社であろうとNPOであろうと、同じ基準を満たしていれば、指定を受けてできるということで、市民が地域の福祉を担うという意味では、市民参加が進む制度だったのだと思います。

これも新しい公共と言えばそうなのかなと、今になって思います。実際に本当に主婦だった方たちが、みんな資格を取ってヘルパーになってという過程を、私たちはたくさん見えていますし、そういう人たちが、実際地域の福祉の担い手になっているということも、はっきりしているのではないかとはお

ります。

ですから、新しい公共というふう到大段には構えないで、地元で何とか働く場所を、自分たちで作っていきたいということで、やってきているので、何か隙間産業的にちまちまと、仕事になることなら何でもということで、お庭の剪定をしてみたり、襖の張替えをしてみたりみたいなことも、含めてやってきたのです。ここ10年くらいですか、地域では何が進んでいるかという、ものすごい勢いの高齢化なのですね。

特に団地は、同じ世代の人たちが入っているので、高根台団地でいっても、高齢化はものすごい勢いですね。恐らく40%を超えているのではないかと、ということも言われております。そうすると何が起こるかという、自立生活ができなくなってくる人、何か援助がないと、暮らし続けていけなくなるということです。

最近では、URも少し考えて、地元の自治会からの要望を受けて、高根台団地では高齢者住宅をつくる、これはURがつくったのではなくて、全く民間に任せてつくらせたわけですが、その高齢者住宅の中で、私たちは食堂の運営をして、地域の人にもお食事を提供したり、お弁当を配ったりという事業をやってきております。

今URは生き残りに必死なせいか、いろいろなところで取り上げられて、この間は前国土交通大臣の前原さんが見学に来たりとか、事業所は潰されないように、一生懸命そういうこともやるというふうになっているようです。いずれにしましても、そういう地域で必要な仕事を起こしていくということを、やっているわけです。

特にここ数年でいうと、失業の問題は非常に厳しくて、本当に仕事がない人が、巷にあふれています。今年からは私たちは、これは国の制度で基金訓練というのですが、失業者

向けの職業訓練の事業もスタートしています。

もともとホームヘルパーの養成などしてきたのですが、これはもう少し本格的に、3ヶ月のコースということで、失業者の中でも条件を満たすと、生活給付金というお金をもらいながら、講座を受けられるという制度ができていますので、そういうところで資格を取り、できれば地域で仕事を起こして、一緒に働こうよということ、今やろうとしています。

新しい公共ということ、働く場、労働の問題というのは、非常に大きいと思っております。特に若い世代、若い層の人たちが、非正規の仕事しかないという現状がかなりあるので、私たち自身はなるべくだったら条件を良く、ちゃんとした収入を得られて、そこで暮らしていけるような仕事を作りたいと思っております。

その意味では、1つ大きなチャンスと考えているのが、指定管理者という制度が、5年くらい前からですか、少し前から始まっております。これはいろいろな考え方はあるのですが、ある程度まとまった仕事で、若い人なども働ける仕事が、地域にできるという意味では、私たちとしては、挑戦したいと考えているのです。

残念ながら、今まで幾つか提案を出して、書類選考は大体通るのですが2次選考で落ちるといふのを繰り返しております。今のところ横山市長の白井市にも、何回かチャレンジしています。私たちのところは、採択されていないということですが、私たちの仲間のワーカーズコープが、実は白井市では公民館を4つくらいやっていたりとか、その他にも県内で、多くの指定管理の事業をやっております。

ただそれでいうと、私たちもいろいろそういう場に参加したり、実際の事業に係わったりして、思うところがあるのですが、それは

よく言われる予算的な問題で、行政が直接やっている時に比べると、必ず1割・2割・3割カットした予算で、最初から提示されて、その中で提案しなさいよと言われるということ。要するに、財政的なことも提案してくださいと。

何が起こるかという、大抵安い見積もりを出すと、点数が上がるという仕組みになっているところが多いですね。いろいろ矛盾を抱えて、結局指定管理なんていうのは、もちろん建物管理もあるのですが、人件費の委託のところが多いため、それをやってくると、だんだん人件費を削らなきゃいけない、みたいな話になってくるということもあり、やれるものとやれないものがあるなど、率直に思っているところではあります。

いろいろ考えると、私たちの仲間でも指定管理、最初のクール5年を終えて、今2クール目に入っているところもあるのですが、それこそ必ず、特に公共施設を運営する時には、利用者の方たちに運営委員会を作っていて、多くの方が施設の運営に参加するような形でやろうということで、多くのところでは、そういう意味では以前より活性化しているという評価をいただいているのですが、評価をいただいているところでも、2クール目でいきなり指定を切られるというか、別なところに取りられてしまうことはあるわけですね。

それは努力が足りないとか、アピールが不十分とかということもあると思いますが、そういうサービスというか、公共サービスの評価の問題というの、今後は考えていかなければいけないと思っています。今日は自治労の主催の研究集会でもあるので、是非私たちとしては、自治体の職員の方たちとも一緒に、この問題を考えていただきたいと思っています。

最近では、野田市の公契約条例のこととかが非常に有名になっておりますが、その後が

なかなか続いていないという話しも聞きます。できればその公共サービスを民営化して、いろいろとサービスがよくなった、活性化したということと併せて、働く人たちの労働条件のこととかも、きちんと守っていけるような仕組みで、やっていただけるのがいいと思っていますところでは。

時間をあまり見ないでお話ししたので、長かったかもしれません。とりあえず以上です。

#### (宮崎先生)

どうもありがとうございました。コメントを挟んでおきますと、時間がかかりそうなので、続けて網中さん、お願いします。

### 地方自治の現場からの提言

#### (網中研究員)

こんにちは、網中肇と申します。レジメの方にあるように、私の簡単なご紹介をさせていただきます。学校を卒業した後、千葉市の職員になりました。このときは国家公務員になる道とか、民間企業に行く道、そういったものがあつたわけですが、その中で市の職員を選びました。

その理由は、少しでも自分の住んでいるまちを良くしたい、そのためには、一番現場に近いところで働くのが、きっと自分のまちを良くしたいという思いが、一番反映されるのではないかと思いました。基礎的自治体である千葉市、政令指定都市でいろいろ権限もあつて、大きなダイナミックな行政ができるのじゃないかということで、千葉市を選びました。今思えば、それが13年前でございます。





その後千葉市に入りましてから、財政をやったり総務をやったり、総務省、国の方に派遣されて、国の公務員制度改革に携わったりしまして、縁あって今千葉県地方自治研究センターの研究員ということで、こちらの方のお仕事を、全力でやらせていただいているという状況でございます。

今、白井市長様、そしてワーカーズの菊地さんの方から、お話がありました。いろいろ聞いてきて、いわゆる今日のテーマである新しい公共に対しまして、市の業務というのは、もしかしたら古い公共というか、従来よりある公共というか、普通の公共というか、そういうものなのかなと思って、話を聞いていました。特に私ども自治体に勤務する職員というのは、先程も話しましたように、直接住民の方と接する地方自治の最前線、公共サービスに従事しております。

例えば障害が出ちゃったとかそういう場合には、福祉を利用したり、あとはごみですね。環境とか清掃の分野、市の道路であれば、道路を直してくれということで、土木事務所とか。自治体病院、千葉市では市立病院、市がやっている病院が2つございます。当然ながら市の学校がありますので、給食であったり、用務であったり、そういった自治の最前線で、取り組んでいるのだなということを、改めて今認識しております。

そういった最前線で働いておりますので、ある政策についての住民の方の反応というのが、一番よく分かるのだらうと思います。例えば銚子市の病院が休診になって、また復活しました。あそこで働いているお医者さんとか看護師さん、市の職員だったかと思うのですが、そういった市の政策によって、住民の方がいろいろ影響を受ける、それを直に受けているのが、市の職員であると考えております。

ですから、そういったものの反応をきちん

と受け止めて、それを政策に反映していくという取り組みが必要なんじゃないかな、と思っている次第でございます。自分の自己反省も含めてですが、そこで気をつけなければいけないのかなと思っているのが、現場の最前線で勤務しているから、すべてを知っているわけではないと、これは当然のことでございます。

ただ、どうしても国の施策を、国の方針とかを受けて政策を実施すると、何かすべて分かっている気になってしまうのですよね。そこに本当に、住民の方のきちんとした意思反映を、自分たちで受け止めているのか、それを例えば為政者である市長とか知事とか、そういった方々に、政策をこうした方がいいです、ということをきちんとフィードバックしているのか、常にそういうのを自分で検証しながら、仕事を進めていく必要があるのかなと思っています。

先程名和田先生の方から、住民の方が花壇をきれいにしているというお話がありました。我々現場で勤務してるからといって、例えば特定の地域の特定の場所、あの階段の周りの花壇の状況を知っているかといえば、これはもう地域の方に適うわけではないのです。

しかも、先生のお話にもありましたように、日本において、結構行政がやっている分野は多いのかなと思ったら、実はそうじゃないと。

自治会を見れば分かる。確かにあの話を聞いて思い返せば、民生委員さんとか、児童委員さんとか、保護司さんとか、本来行政でやってもおかしくない仕事を、いわゆる民間の方に、ほとんど費用弁償だけ、寧ろ赤字だと思えます。そういった形をお願いをしているという状況にあると思えます。ですから、そういった分野も含めて、きちんと住民の方々の想いというのを、受け止める必要があるのだらうと考えた次第でございます。

そういった中で、我々市の職員が、どう

やったら新しい公共と取り組んでいけるのか、  
というのをよく考えました。この中で町内会  
とか、やられている方が多いと思うのですが、  
その中に自治体の職員は多いでしょうか。あ  
まり多くないというのが、私の実感でござい  
ます。私の自己反省も含めてですが、結構自  
治体職員というのが、行政の中立性とかを盾  
にして、仕事以外で公共の仕事を担うことか  
ら、それを言い訳にして逃げているのではな  
いかという想いがございます。

ただ公務員ですから、一定の限界はありま  
すが、全くの中立というのは有り得ないだろ  
うと思います。先程の花壇の話にしても、  
失礼な言い方を承知で言わせていただければ、  
もしかしたらあれは、地域エゴかもしれませ  
ん。ただそれは違いますね。明らかにエゴで  
はない、少しでもまちを良くしたいという住  
民の方なら、当然の想いだと思います。

そういったものを言い訳にして、真剣に取  
り組んでいないのじゃないか、自分が仕事を  
していることだけで、それが公共じゃないか  
という自己反省が、本当にあります。私自身  
は町内会で班長とかやったのですが、そうい  
う想いがあります。中立でなきゃいけないか  
らやらないのではなくて、やりながらなるべく  
中立というか、そのスタンスを探していく。

例がいいかどうか分からないですが、真の  
友情を探そうとして、見つかるまで友達を作  
らないのか、それは違いますよね。いろい  
ろな友達を作って、傷つけ合いながら、失敗し  
ながらも、真の友情というのは、こういうも  
なのだろうというのを分かっていくように、  
ある程度は中立性というものを、大きく逸脱  
することは許されないと思いますが、少しづ  
つ自分で修正を加えながら、真の公共とは何  
かというのを体得していく。

そのための初歩として、新しい公共に取り  
組んでいく必要があるのかなと思いました。  
時間の関係もございますので、以上でござい

ます。ありがとうございます。

## パネリストと会場からの発言

### (宮崎先生)

どうもありがとうございました。私自身3  
年ほど前は、人口が1,000人を超える結構大  
きな自治会の、会長代行副会長を千葉市内で  
やっておりましたが、今お三方の報告を受け  
て、お思いになったこと、コメントと、もし  
かして先程のお話の中で、言い足りなかった  
ところがあるとすれば若干、さほど時間はあ  
げられませんが、名和田さん、お願いいたし  
ます。

### (名和田先生)

打ち合わせまでは確か普通のパネリストで、  
そっちにいるはずだったのですが、いつのま  
にか助言者なんていう、おこがましい役割を  
与えられておまして、大変恐縮です。

感想というか、横山市長が行われている施  
策、これは新しい公共とか、協働とかという  
政策理念で言われているものを、市町村レベ  
ルで、自治体として展開する時に行われるこ  
とを、ほとんど網羅しておられて、たった2  
年間で、これだけの政策展開をされているの  
かということにびっくりいたしました。

最初に言われた、小学校区単位の自治会長  
との懇談会、これは私が今日は、舌足らずに  
しか申しませんでした都市内分権というか、  
地域自治組織の萌芽的な形ですよ。こうい  
うことはいきなり制度を作って、きれいだろ  
うとやるのではなくて、ちゃんと地道に、懇  
談会というところから始められるというこ  
ろも、非常に感心をいたしました。

それから、市民活動団体を支援する補助金  
を打つとか、こういう取り組みをしている自  
治体は結構あるのですが、実はこれは市民社  
会というか、民間の側に、そういう活発に活

動している団体がなければ、打ちようにも打てないわけですね。だが、どうも今のお話を聞いていると、白井市にはそれなりに、多様な力のある団体が揃っていて、人口規模はよく存じませんが、なかなかないことじゃないかと。

だから行政の側も、これだけ政策メニューでも展開しておられ、市民の側もそれを受けただけの、自治会の側も懇談会に応じ、市民活動の側もこれだけ手を挙げてくるという状況で、非常に協働の市政が進んでおられるなと感じました。協働は手放していいと私は思っているわけじゃないですが、いい面があるわけで、そのいい面を生かすような展開を、されているのではないかというふうに感じました。

菊地さんのはいろいろな意味で、これまた非常に感心をいたしました。よくコミュニティビジネス、最近はソーシャルビジネスという方が多いかも分かりませんが、日本では大事なやり方だと思うのです。行政からも企業からも、日本の場合はお金が来ませんので、自分でお金をつくりたいといけないということがありまして、大事だと思うのですが、なかなか都市部では理解が得られないという感触を、私は持っているのです。

農山村に行きますと、お金を稼がないとどうしようもないので、当然のこととして理解されるのですが、大都市部は、一部にかなり余裕がある人も多いのか、地域の公共的な問題を解決するなら、当然ボランティアでしょう、なんていう反発が結構出るものです。課題が大きかったということもあるのかもしれませんが、よくやっておられるなと思いました。その着眼点が素晴らしいと思いました。

協同組合というのを顧みると、市民社会というキーワードがもう1つあると、講演でも申しましたが、この概念はかなり歴史が古くて、今は国家と対立する意味で、市民社会と

いう言葉を用いていて、これが89年の社会主義崩壊以降、全世界的にもものすごく流行るわけですね。市民社会という概念が、そういう文脈でも流行ってきています。

その根底には、私は政治社会というか、国家とは違う社会領域があって、そこに希望を持ちたいという気分が、人々に多くなった時に、市民社会という言葉が流行っていくのだと。その典型だったのが、19世紀のドイツにあります。19世紀のドイツは、抑圧的な国家があって、それに対して力をつけている市民層が、その政権を奪取できないでいるという、そういう構図だったわけですね。

それで国家は、抑圧的で権威的で、だめな世界で、市民社会の中に自由があるという言葉が、19世紀ドイツの市民層で行われたわけで、その制度的な獲得目標になったのが、他ならぬ協同組合だったのです。協同組合こそ、今でいっている新しい公共というか、市民社会の中にある公共を実現する、1つの制度的ツールとして、例のシュルツェ・デーリッチという人などが頑張っていて、協同組合立法を目指したということがあるようであります。これは人の研究の受け売りです。

しかし、19世紀ドイツの市民層というのは、富裕層です。国家の助力がなくても、自分で生きていける人たちでありました。多くの現代人はそうはいきません。今菊地さんのお話の中でも、自分でお金を出して自立してやっけていて、補助金もあまりもらっていないという状況ではありますが、例えば介護保険制度、そういう制度が国家的にできているから、それを利用することができるし、指定管理者というものもいろいろ問題はありながらも、1つのチャンスとして捉えるとするならば、それも行政側、国家の側が用意した制度であるわけで、行政を起源とする資金は今日ではやはり貴重なのです。

したがって「協働」というのが必要になる

わけです。ここで協働という話になるのですね。19世紀ドイツのように、全く国家から自立して、市民社会が公共になるという状況ではなくて、行政と協働して、やっていくということが、不可欠になってきていると思います。そういったことを、実例として見せられて、私は横浜だけしか知らなかったのだが、東京湾の向こうにも、すごいことがあるのだなということを知っただけでも、今日は湾を越えて来た甲斐がありました。ありがとうございます。

### (宮崎先生)

どうもありがとうございました。なかなか時間の配分が難しいのですが、ここでフロアの皆さん、会場の皆さんから、ご質問をいただければ。あまり多くの方からのご質問を、いただく時間はないですが、どなたかご質問がございましたら、簡潔に言っていただけますと、ここで受けたいと思います。いかがでしょうか。では前の方、ちょっとお待ちください。今マイクをお持ちいたします。お名前とご所属がございましたら、お願いいたします。

### (広瀬町議)

香取郡の多古町の町会議員の広瀬と申します。私は7年前に多古町に住んで、4年前に町会議員になったという者です。いろいろな視点があって、なかなか難しいですが、本来ならばそのパネラーとして、市町村議員が載っていないと、こういう問題についても、いけないのかなと思うのです。

横山市長が、議会と官は対立している面もあるみたいなことをおっしゃったのですが、多分今の市町村議会、私の議会の状況からですが、地方主権とか、ましてやこの新しい公共ということに、真正面から取り組む力は落ちていると。それで一方的に、自分たちで定

数をどんどん減らしてきている状況で、力はどんどん無くなっている。しかし、現在の法体制の中では、団体の意思決定をする機関としてあるわけですね。

そういう中で、総論としては新しい公共というのは、非常に興味深いというか、おもしろいと思ったし、協同組合法の制定を早くしてくれというのも賛成したのですが、各論になるとどうかな。力のない議員として、やっかみも半分ですが、こういう形で、行政側がどんどん出ていって、名古屋の市長みたいに公選で出てきた小学校単位というなら別ですが、自治会の人やその他、そういう人と組むことに、行政がもっともっと組んだ格好というのは、どうも違うなという感じがするのです。

というのは、田舎の方での区とか、その下の単位を正直な話、部落という言葉を利用だから使っているのですが、昔は押し出された町会議員。今はそれがどんどん定数が過ぎましたから、押し出されて地元の細かいことを汲み上げる力もないような町会議員が、昔なりにやっている。

そういう中で市長や町長が、議会を通り越してやっていたり、あるいはこの頃は、多分どこでもそうですが、コンサルと言っていますが、いろいろな基本計画を立てる時に、コンサルタントに丸投げしてそれを持ってくると。見たら他の町と、似たようなことばかり書いてあった、そういう状況が一部あると思うのですね。

その辺について、横山市長にお聞きしたいのですが、白井市の議会がということは言えないでしょうが、一般的に市町村の議員として、こういう問題や、あるいは自治体基本法についても、基本条例に触れましたね。そういうことについて、不満なり何なり、もう少し積極的に、しょうがないじゃなくて、話しかけて議員を変えるようなことをしてい

ないと、地方自治というのは壊れるし、地方主権というの、うまくいかないと私は思うのですが、その辺どんなふうに。

**(宮崎先生)**

ご質問の趣旨はよく分かりました。他の方、どうぞ。

**(藤井市議)**

流山市議会議員の藤井と申します。今日のために勉強を、本当にありがとうございます。私が今日1番聞きたかったのは、この自治労の勉強会でもありながら、新しい公共ということで、宮崎先生は自治研究センターで、自治労とも深い関係を持っていらっしゃいます。

新しい公共をどんどん進めていく、指定管理者をどんどん進めていくというのは、どんなにきれいごとを言っても、要は安価な労働者を雇い入れて、今までは公で担ってきた部分が、どうしてもコストがかかってしまうので、安くしていこうというのが、根底にあるかと思えます。

そういった部分で、働く場が少なくなってしまう、自治労の皆さんと一緒に、この新しい公共について、勉強会をしていくその趣旨について、誤解を恐れず聞きたいのですが、よろしくお願ひいたします。

**(宮崎先生)**

まだお手が挙がっておりました。どうぞ。

**(藤代市議)**

鎌ヶ谷の藤代と申します。今日はどうもありがとうございます。新しい公共といういろいろと説明を聞いて、いつも分かったような、分からないような話になっちゃうのですが、いってみれば、先程のご説明にありました公共サービスの意思決定、そこにどれだけ

市民が参画できるのか、そして公共の場をどうやって生み出すのか。そういう中から、新しい公共というのが出てくるのかな、そんな想いがするのです。

いわゆる官から民へと移すのが新しい公共ではなくて、新しい公共というのは、どれだけ市民自治といいますか、市民の意思決定機関がいろいろな部分に入って行って、新しい公共の場を作り出して、そこで今まで行政だけがやっていたものを、市民と行政もそうだし、会社もそうだし、いろいろな団体が地域の公共サービスを作っていくと、そういうことが新しい公共なのかなと。

鎌ヶ谷も横山市長がおっしゃっていましたが、自治基本条例という市民の意思決定機関が、どういうふうに入って行くのか、そういう辺りが新しい公共の要なのかなと、私なりに何となく、分からなく理解しているのですが、その辺の説明をいただければ、幸いです。

**(宮崎先生)**

どなたに振るか、難しいご質問でしたね。他にまだお手が挙がっておりました。どうぞ。

**(椎名書記長)**

自治労千葉県本部で、書記長をやっている椎名と申します。名和田先生のお話を聞いたのですが、若干今いろいろ公共サービスを支えるということで、千葉県本部では、公共サービスのセーフティーネットの再構築ということに柱に、取り組んでいるわけでございます。若干会場の皆さんにも、現状をお知らせしたいのですが、今、国の方で進めている、公務員の人件費削減ということもありまして、集中改革プランによって、正規職員がほぼ軒並みマイナス減という事態になっております。

そうした中、どう公共サービスを守るかということで、市役所の中に多くの臨職非常勤

の方、全国でいいますと、自治体の中の60万人ほどが非正規の職員の方で、公共サービスを担っているという現状です。それは、規制緩和等もあります。国の施策も党により、網中研究員が言ったように、住民のニーズが多様化してきていると。事業がどんどん膨れ上がってきていることでもあります、非常に現場が厳しいと。

公共サービスを守っていくという中で、どうしても市民の方、NPOの方、また民間の方の力を借りなくては、セーフティーネットは張っていけないという現状が、根底にあるのかなと理解しています。自治労の中では、その公共サービスに携わる、労働者の方と連携しながら、今崩壊しつつともよく新聞では言われますが、そういった部分で、どうしたらいいかということをやっています。

今日は新しい公共ということですが、ちょっと名和田先生にお話を聞きたいのですが、新しい公共を進める中で、公共の概念だと思のですが、今、国・県・市の事業全体で、公共といわれているのかなと、私自身思っているわけがございます。

住民がより積極的に参加するためには、それぞれ国のやること、県がやること、市がやること、明らかに責任がどこにあるのかということ、住民に知らせる。それによってその活動が、住民の方たちがより積極的に参加できるのじゃないかということ、私自身思うわけですね。

私の考えの中の1例でいいますと、医療ですとか、介護ですとか、そういった部分は、市町村が責任を持ってやるのだということ。逆にいえば、インフラの部分の道路ですとか、建物の関係ですとか、それは県がやる。明らかにそういうふうに、分かるような形にすることによって、より住民の方が積極的に参加できるのかなと。

今、国の方の予算ですと、国から補助金が

出て、県が補助金を出して、市が財源を出して、事業が国・県・市、3つでやっているという状況があるわけがございます。そうした中で、誰がどこが、何をしているかということが、明確にすることで、もっと活力のある積極的な参加が、できるのではないかなと思います。

そういった意味で、新しい公共を進める上で、事業の住み分けということも、した方がいいのではないかと。逆に今先生は、ドイツの方に行かれていますとか、ヨーロッパの方の地方自治の方で、研究されているということをお聞きしたので、ヨーロッパ型福祉国家ということも、よく労働組合の中の、言葉の中ではあるわけがございますが、そういった概念的なことを教えていただければ、ありがたいと思います。以上です。

#### (宮崎先生)

大問題の質問が出ましたね。時間がなかなか厳しいですが、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

#### (三瓶市議)

千葉市議の三瓶と申します。大変いいお話を伺いまして、本当にありがとうございます。パネラーの横山市長には、先程まちづくりに関しまして、市民の方の参加をというお話がございました。実際に道路をつくったり、あるいは区画整理事業などにもというように、私などは勝手に考えてしまうのですが、どの範疇まで係わっているのか。そしてそのデメリット、メリットなどもお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

また、パネラーの網中さんにお伺いしたいのですが、先程公務員の皆さんの問題点、課題などを伺ったような気がいたします。今後の取り組みについても、少し見えるような気がするのですが、一歩進めて、市民の方や、

あるいは公務員との兼ね合いですか、新しい公共に向けての取り組みの姿勢というのは、どうあるべきかという観点から、少しお示しをいただければと思います。よろしく願いいたします。

#### (宮崎先生)

どうも質問をいろいろ受けますと、だんだん難しい問題ばかりが、次から次に出て、第2回・第3回をやらなきゃいけないような雰囲気、追い込まれていきそうですが、よろしいでしょうか。ここまでのところで、一応ご質問を、打ち切らせていただきます。いろいろなお質問をいただきました。

時間はもう終了予定時刻を、既に過ぎてしまっておりますが、改めて申し上げなくてもいいですか。皆さん大丈夫ですか。一まとめしてから、それぞれ皆さんに振ろうかなと思っていたのですが、時間の関係がありますので、これで恐らく最後の一言ずつという形になろうかと思います。

今出たご質問に、お答えするような形で、取りまとめのご発言をお願いしたいと思います。そうはいつでも、お一方ができれば1、2分程度でお願いしたいのですが、これは無理難題を押し付けているということは、よく自覚しています。申し訳ございません。それでは横山さん、お願いいたします。

#### (横山市長)

私は、2つの質問をいただいているのかなと思っております。まず議会との関係ということでございましたが、議会を変えていく必要があるのではというようなことでした。白井市議会は、今日議員の方がいらしているから言うわけではありませんが、議員の方々の努力というか、活動の範囲は、大変レベルが高いと思っております。

ただ、私は非常に苦勞しているのですが、

これからの行政と議会、あるいは市民との関係というところで言いますと、それこそ今まで国から、県から言われたことをやっていれば、一応OKという時代は終わって、あなたの自治体はどうするのですか。例えば市民からこうしてくれといった時に、それをやるべきかどうか、悩むところもあるわけです。

今の市行政と議会との役割というのは、市が常に提案をして、議会はそれを判断をすると、それはそれでそのとおりですが、二元代表制で、そういう役割でいいのだと、言ってしまうようなのですが、多分これからは、それでは足りないのではないかなと。やはり1つの方向に向かって、自分たちの住んでいるまちをもっと良くしよう、あるいは市民のために、どうあるべきかということで協力をするという、そこは一致させながら、前に進む必要があるのではないかなと思っております。

これから地方自治法も変わってくるとか、いろいろなことを言われておりますが、流山市の自治基本条例などを見ていると、お互いが協力をするというのが書いてありますので、そのところが、肝心な関係になってくるのではないかなと思っております。そういうことを、お互いが納得をしながら、まちづくりを進めていく必要があるのではないかなと思っております。これで答えになっているかどうか、そんなところです。

まちづくりに市民の考えをというところで、どの範疇までということのご質問をいただきましたが、白井市はまちづくり条例というのがある、これは何かと言いますと、自分たちの住んでいる地区の地区計画を、市民が提案できる、自分たちで作ることができる。

もう1つは、いろいろな開発がありますが、その開発があった時に、その地区の人たちが、それに対して意見を出すことができる。そして対立がいろいろあります。開発業者の開発

に対して、市民の側からは、反対の意見が出てきます。その場合には、まちづくり審議会というのを開いて、その中で専門家の方々も含めて、意見の交換というか、意見の取り扱いを審議することは、できるということです。

それが市民にとっても、満足がいくというところまでは、なかなか難しいですが、一応まちづくりに対して市民が、自分たちが意見を言うことができるという、条例が作られているということでございます。地区計画を作る中で、自分たちの地域のことを、もっともっと積極的に提案していくことも、やろうと思えばできるという条例でございます。以上です。

行政と新しい公共ということについて言えば、行政の計画目標よりも、市民の意識が高いという時に、市民参加によって、高い目標達成ができるのではないかとということで、先程言っていた白井市でいえば、環境保全にNPO団体がかなりいろいろなことをやっております、行政では絶対できないことだと。

ただ、その方々は農地法の関係とか、あるいは資金の面で、限界も感じているようなところがございます。そういうところに対しては、行政としても、一緒にそれを進めていくという視点で、これからまた変化をすることはできるのではないかと。

それから、先程のコープのことですが、生活クラブの人たちが、今介護サービスなどを市内でやっています。そこは非常に人間性を重視したサービスを構築して、地域を巻き込んだ活動をしているという点で、やはり行政がやるサービスなどに比べても、かなり質が高いのではないかとということで、そういうところに、新たな公共サービスの可能性というのは多いにあるなど、私は考えているところでございます。以上です。

#### (宮崎先生)

ありがとうございました。次は菊地さんですが、フロアの方から、直接的にはご質問はでなかったわけですが、先程、法制化を求める運動をされているということがございました。なぜ法律が必要なのかということも、恐らく会場にいらっしゃる方は、疑問に感じられているのではないかと思いますので、その辺りも触れながらお願いしたいと思います。

#### (菊地専務理事)

1分で話すのは、とても無理ですが、今日はこの研究会に参加させていただきまして、ありがとうございました。法律のことは、法律がないから作って欲しいということですが、私たちはいわゆる任意団体として、活動をしています。

今指定管理者とかでいっても、任意団体だったら、応募できませんよという仕組みにはなっていないので、それでいいじゃないかと言われればそうですが、「法人資本主義」という本を書いた人がいらっしゃいましたが、日本の場合は法人格を持っていないと、あらゆる面で不利というか、不便なことがたくさんあります。

例えば私たちのところでは、今日も来ていますが、理事長が車を、5台も6台も持っているという形になっている、これは法人じゃないと財産は持てないので、理事長の個人の名義にしているとか、そういうこともあります。既存の法律でできないのかということもあるのですが、似たようなものは幾つかあるのですが、きちんと協同組合の原則に則って、やれるような仕組みというのが、残念ながら無いということで、無いのだから作ってくださいよということで、やっているところです。

私たちも法律ができれば、それを使うので、それまでは任意団体で、頑張ろうと思ってやっていたら、20年経っちゃったということ



で、いろいろな不便を抱えながら、今やっているというところです。これ以上詳しいところは、また別にご質問をいただければと思います。

今日のお話ですが、新しいことで多様な面があるというか、単に名和田先生がおっしゃるように、公共サービスという側面だけでは決して語れない、多くのことがありますよね。

一応私たちは、事業者という形でやっているのですが、事業として関われる面というところがあるわけですが、実際は先程も言ったように、団地の高齢化などということによって、事業的に係われと言われても、買い物難民化した人たちをどう支えるのかみたいなことという、もはや事業としては成り立たない、けれどもやらなきゃいけないみたいなことが、たくさん出てきています。

ここはいろいろ知恵の出どころで、全部が全部ボランティアでやれと言われれば、それはできないし、若い人は絶対そんな仕事はできませんので、自治体の方たちとも知恵を出し合いながら、一緒にどんなことができるのかということを考えていきたいなど、お話を聞きながら思ったところです。

まだまだ私たちは、全く小さな組織ですので、いろいろなところで皆さんにご協力を願ったり、お知恵を請うたりすることがあると思いますので、またよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

#### (宮崎先生)

どうもありがとうございました。それでは網中さん、お願いします。

#### (網中研究員)

先程三瓶副議長さんの方から、ご質問をいただきました。ありがとうございました。質問の内容については、新しい公共に対する今後の考えということでした。大きく

分けて2つあります。

1つは、月並みな言葉ですが、踏み出す勇気なのだろうと思います。地域のことを良くしたいと思って、市の職員になったわけでございます。地域のことを良くしようと思っている方々、そういった方々の連携というのは、間違いなくこれはとれるはずでございます。

ですから、市の仕事をしているから公共だけじゃなくて、こういった新しい分野に、積極的に挑戦しようとしている人々、団体に対して、自分も飛び込んでいって頑張ると。

一歩踏み出す勇気と、月並みな言葉ですが、それが1つです。もう1点が、そういった分野に参加しないためじゃなくて、参加するためのルールづくりがあったら、いいなと思います。

そのうちの1つは、団体でのルールですが、例えば市の職員なのだから、この補助金を持ってこれるように、お前はこれやっておけよとか、こういうことを言われると、こういった取り組みはやりたくないなど。ちょっとこれは出来レースになっちゃいますからね。しかも中立性に係わってきます。根幹になります。市の職員に、一生懸命公共を頑張ろうと思っているのに、こういう働きかけをしないでくださいという感じですね。そういうものはしないという取り組みを、お願いしたいと思います。

内部的には、市の職員は末端の公務員であります。上意下達、職務命令の範囲で、働いています。上からの命令に従うというのが基本です。新しい公共を担うような、団体でのネットワーク型の考えというのでしょうか、みんなと一緒に考えて、その場で知恵を出して解決していく、こういった思考方法というのを、身につけるはずだと思います。

そういったものが、一番実は行政が、嫌ったりするのではないかなと思います。市長さんがいらっしゃいますが、そういった分野

で、一步踏み出した職員に対して、市の中でも評価をいただける、ある程度そういう職員は、使い辛いといって外に出すのではなくて、その職員も協働の分野で担当させるとか、そういった処遇、早く出世させるとかいうことじゃなくて、普通に紹介をしていただければなと思いました。2点目は以上のルール作り、踏み出す勇気と、ルール作りがあればいいのかなと思いました。以上でございます。ありがとうございました。

#### (宮崎先生)

どうもありがとうございました。それでは最後に名和田さん、お願いいたします。

#### (名和田先生)

最後に自治労の方から、我が意を得たりというご質問をいただき、最初にご発言のあった町議の方も、現在都市内分権制度の展開が抱えている問題構図を、非常によく言っていたのかなというので、いろいろ言いたいのですが、1分でやれという命令なので、1分じゃ終わらないかもしれないが、2つほど言わせていただきます。

1つは、日本人には国家とか、行政へのある種の距離感があると思うのですね。不信感とまでは言えないのだが、昔と違って行政が、自分たちの生活を支えている、それは自分らが税金を出し、かつ選挙権によってコントロールしているから、ある程度安心できる生活の基盤が、確保されているという、そういうことへの信頼感はあるのだが、ある程度の距離感を持っていると感じております。

だからこそ、協働というものに対して、講演の時はドイツと違って、すんなりそういうことに納得するという言い方をしましたが、それは自分でやるしかないと思っているからですよ。行政はそんなにやってくれるはずがないと。したがって他方では、協働という

ものに対する警戒感も確かにあるのです。それは横浜市でいろいろやっていて、ひしひしと感じます。

日本人というのは、市民社会意識を持っているというか、行政とある適度な距離をとりたい。行政に全部かぶせるのじゃなくて、したがって、自分らもたくさん税金を出したいとも思わない。ヨーロッパなんかすごいでしょ。20%も間接税を出して、あれでも行政を民主的な政治制度でもってコントロールできているわけですね。だからこそ安心してあんなにたくさん税金を出している。

日本人はそういうふうには思っていないので、いまだに消費税は、5%のままであるわけです。日本人が持っている行政との距離感というものを、よく踏まえた上で、様々な判断をすべきではないかなと感じています。抽象的ですが、お汲み取りいただきたいと思います。

もう1つは、先程非常に重要なご指摘をいただいて、我が意を得たりだったのですが、自治会とか身近なNPOとか、市民活動とかそういったものと協働で、公共サービスをつくっていく、これを総務省などは「新しい公共空間」といっているわけですが、こういうことができるのは、一定のニーズについてであると思うのですね。これを私は、コミュニティニーズといっています。一定の、と言いますのは、「身近で軽易だが、重要なサービス」ということです。これを全部行政がやりきれない。したがって、市民社会の側の様々な主体が、適材適所でやるというのを、コミュニティニーズに関連していると。

じゃコミュニティニーズというのは、何なのかというと、多分例をあげれば、分かっていたかと思うのですが、ごみの処理とか、軽易な身近なラストワンマイルというか、そういうところは、自治会がごみステーションを管理する、しかし基幹的な焼却場の設置とか、管理とか経営とか、そういうのは行政が

する、こういう役割分担になっているわけです。

こういうコミュニティニーズは、恐らく過去において、ヨーロッパや日本の地方自治法に、市町村の仕事として規定されてきたようなものが、その典型ではなかろうかというふうに、今仮説を立てて、確定のための研究を進めているところです。こうしたコミュニティ・ニーズの領分を超えて、年金とか医療制度とか、そういうところまで、新しい公共で、どんどん民間に出しましょうとか、こういう議論は、私は少なくともついていけないというか、かなりおかしい議論ではなかろうかと思っております。舌足らずですが、以上です。

## 終わりのまとめに代えて

(宮崎先生)

どうもありがとうございました。私自身にもご質問をいただきました。新しい公共とは、どんなきれいごとを言っても、結局は公務員の安上がりの行政を、求めているのではないかと。人件費も削減の方向に向かうのではないかと、その辺りのことをどう考えるのだということ、ちゃんと踏まえているかどうかというご質問だったと思います。

直接のお答えになるかどうか分かりませんが、名和田さんも、公共という概念の豊かさということを、強調されておりました。私はその豊かさに加えて、豊かさがあるからこそ、様々な議論が可能だと思うのですが、それに加えて、更に公共概念の持つ本質的なもの、本源的な我々の人間生活に備わるものではないか、本質に根ざしている概念なのではないかということ、指摘したいと思います。

というのは、私たちは自分たちの暮らしが良ければいい、そうとももちろん思うのですが、それだけじゃないですね。先程網中さん

の報告の中にも、自分の暮らすまちを、地域を少しでも良くしたいという、想いがあったということがありましたし、横山市長さんのお話の中でも、地域のため、人のために、何ができるかを考えていきたいということもございました。

私たちは、みんなで一緒に幸せになりたい。人のために尽くすことが、私の幸せにつながるのだと。我々は一人では生きていけないので、そういう想いを持っているのではないかと。だからこそボランティア活動だとか、社会的な使命に燃えて、必ずしも経済的に恵まれるかどうか分からない、NPO活動に邁進するとか、そういうことも進められていくのではないかと思うのですね。

その意味では、結局安上がりな行政につながるじゃないか、そういう表面的なところで捉えたのでは、新しい公共を考える上では、かなり物足りないのではないかと思っております。

となりますと、先程菊地さんのご報告の中でも、地域で必要な仕事を起こしていくということがありました。経済的にも回っていくようにしていく、これが持続可能な形で、その仕事を行っていくと。どういう仕事が必要なのか。地域は高齢化がどんどん進んでいく、人口構図が変わっていく。そのために、この仕事が必要になったのだという、発見があるというお話がありました。

そういう新しい社会的なニーズ、必要性を見出していく、そしてそれは、先程名和田さんのお話の中にもありましたが、民主的な決定過程にそれを組み入れていく。誰も気が付かなかった、議員さんの多くが気が付かなかった課題というのは、議会の中の多数決ですから、否決されてしまうのですね。

世の中に極限られた人の問題かもしれないが、非常に深刻な問題がある。しかし、圧倒的に多数の人はそれに気が付かない。そう

なった時に、デモクラシーの論理を突き詰めますと、それは多数決では否決されてしまう。気が付かれないまま終わってしまうのですね。

これを私は多数決の矛盾、議会の矛盾のうちの1つとして、普段から捉えているわけです。

そういったところに光を当てるためにも、様々な活動が必要であり、その活動が、声を出す場が必要、皆が集う場が必要という点で、新しい公共を捉えていきたいと思います。

そして、これは必ずしも人件費の削減に、つながるものばかりではありませんし、逆に公務員のお仕事が楽になる、あるいは厳しくなるといったこととは、直接的には関わらない話だろうと思います。

ちょっと次元が違うのではないかと感じているところがございます。そうはいつても、先程指定管理者の話も出てまいりました。指定管理者で結果として、労務提供型がどうしても多くなりますので、人件費が下がっていくのではないかと、お話が出てきました。もしそうであるとするならば、その一方であるとするならば、公的な機関が、寧ろ地域社会の賃金労働条件の悪化に、手を染めているということになってしまいます。

そんなことがあって良からうはずもありません。どういった形で、この人口構図が変わっていく中で、経済社会が大きく変化していく中で、必要な社会的なサービスというのは、明らかに変わってきています。

先程網中さんの話の中では、地域エゴになってはいけないというお話が、ちらっと出ましたが、私はちょっと違った印象を持っております。ご質問者の中にも、住民のニーズが多様化しているというお話がありました。私は実は、そうは思っておりません。住民は昔から、いつの時代もわがままです。エゴだらけです。当たり前なのです。

住民のエゴを受けて、みんながみんなそれ

ぞれエゴを持っている、わがままです。そのわがままをどうぶつけ合い、どう調整し合っ公共サービス、1人では担えないサービスを生み出していくかということが、重要なのだろうと思います。まとめになっているかどうか分かりませんが、私は以上のことを感じております。

この問題、大変難しい問題でありまして、とてもこの限られた時間の議論の中だけでは、皆さんそれぞれ、消化不良の印象をお持ちだと思います。そこで是非とも千葉県地方自治研究センターに、皆さんが参加されて、こちらの方で引き続きこの議論を、私たちと一緒に進めていただけると、大変うれしいなと思っております。最後は私の拙い宣伝になってしまいましたが、これにてパネルディスカッションを閉じさせていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

#### (司会)

皆さん長時間にわたって、ありがとうございました。会場の皆さんの熱心な議論、そしてパネラーの皆さんの熱い想い、これらが絡まり合って、まさに基調講演の終わりにありましたように、未来への希望と言いますか、これらが感じられるような、ディスカッションだったと思います。

改めてパネラーの皆さんに、感謝をしたいと思います。先程私の発音が悪くて失礼いたしました、白井市長の横山久雅子様。ワーカーズコープちば専務理事菊地謙様。自治研究センター研究員の網中肇さん。そして基調講演から、助言者まで務めていただきました法政大学の名和田是彦教授。大変難しいディスカッションをさばき、希望のある言葉で締め括っていただきましたコーディネーターの宮崎伸光教授の皆さんに拍手をしてお礼に代えたいと思います(拍手)。